

(素案)

石狩りんくるフラン

地域力の向上により、共に支え合うまち いしかり
～地域共生社会の実現に向けて～

第4次石狩市地域福祉計画

第6期石狩市社会福祉協議会地域福祉実践計画

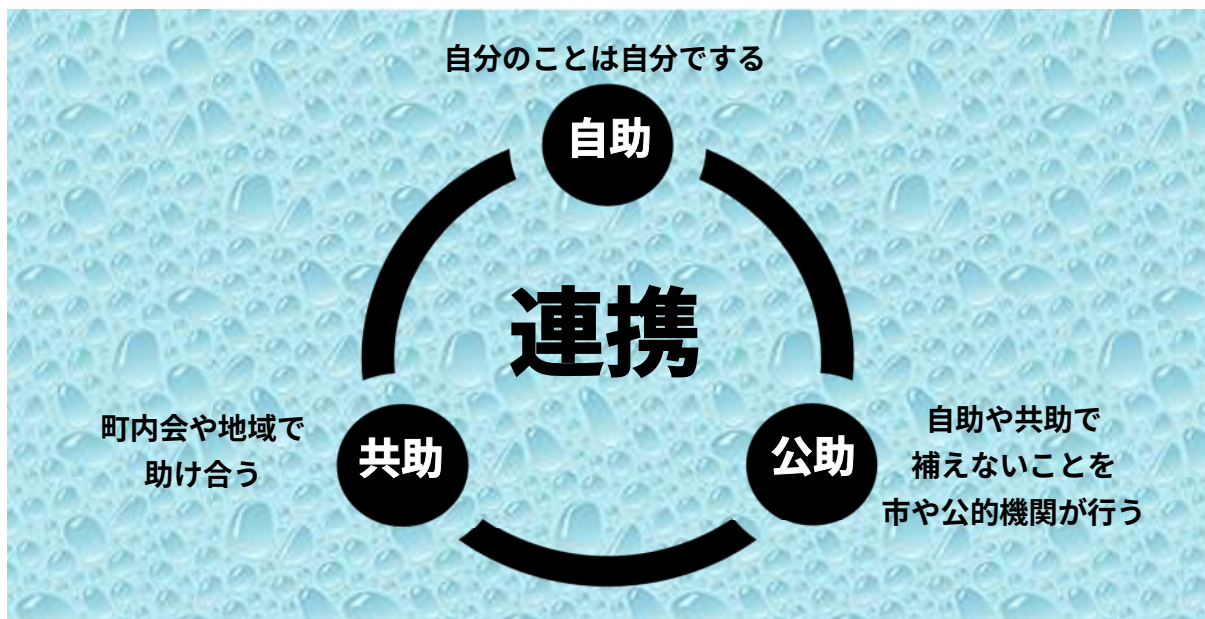


石 狩 市
社会福祉法人石狩市社会福祉協議会

◎地域福祉って何だろう？

地域の人と人とのつながりを大切にして、お互いに助けたり助けられたりしながら支え合いの仕組みを作っていくことです。

住民の誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていくことができるよう、様々な生活課題に対して住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的制度（公助）の連携によって解決していく取り組みが必要となります。



計画の名称（通称名）

「石狩りんくるプラン」

第2次地域福祉計画「りんくるプラン」、第3次地域福祉計画「新・りんくるプラン」と10年の間「りんくるプラン」という名称が住民、地域、団体などに広く浸透していることを踏まえ、本計画の名称（通称名）を「石狩りんくるプラン」としました。



この計画の背景や位置づけはなに？

1～2ページを見たらわかるよ！

今の石狩市はどんな状況なの？

4～9ページを見てね！

この計画では何を重点的にしていくの？

19～21ページに書いてあるよ！

この計画で具体的に何をどうするのか？

22～37ページに書いてあるよ！

— 目 次 —

第 1 章 はじめに	1
1 地域福祉計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
第 2 章 地域を取り巻く状況	4
1 石狩の現状	4
(1)人口と世帯数の状況	4
(2)高齢者人口と高齢化率の状況	5
(3)将来人口の推計	6
(4)児童数の推移	7
(5)要支援及び要介護認定者数の状況（第 2 号被保険者を含む）	7
(6)障がいのある人の状況	8
(7)町内会・自治会の状況	8
(8)被保護世帯の状況	9
2 地域福祉推進の課題	10
(1)全計画から引き継ぐ課題	10
(2)厚田区・浜益区の課題	11
(3)地域福祉計画策定ワーキンググループでの意見や課題	11
第 3 章 地域福祉計画の基本理念と基本目標	13
1 基本理念	13
2 基本目標	14
3 重点的に取り組むこと	15
4 厚田区・浜益区の地区事情に応じた取り組み	16
5 計画の体系図	17
6 5年後のまちの姿	18
第 4 章 重点的に取り組むこと	19
重点 1 地域包括ケアシステムの推進	19
重点 2 生活困窮者に対する自立支援策の推進	20
重点 3 ひきこもりに対する包括的な支援	21

第5章 基本目標別の施策展開 2 2

基本目標1 地域のつながりづくり 2 2

(1)ふれあいの場づくり 2 2

(2)地域活動団体の活性化 2 3

(3) 相談体制の充実 2 3

(4) 多様な主体による地域福祉活動の支援 2 4

基本目標2 安全・安心な暮らしづくり 2 5

(1)権利擁護体制の充実 2 5

(2)在宅福祉サービスの充実 2 6

(3)見守り活動の充実 2 6

(4)要援護者の支援 2 7

(5)高齢者・障がい者（児）・子育て支援の充実 2 8

(6)健康づくりの促進 2 9

基本目標3 福祉の理解と人材の育成 3 0

(1)福祉教育の推進 3 0

(2)ボランティアの育成 3 0

(3)ボランティア活動の活性化 3 1

(4)情報提供の充実 3 3

(5)人材の育成と確保 3 3

基本目標4 自立を支える体制の強化 3 5

(1)生活困窮者への支援 3 5

(2)ひきこもりへの支援 3 6

(3)自殺対策の推進 3 7

石狩市成年後見制度利用促進基本計画 3 8

1 基本計画策定の経緯・目的 3 8

2 計画の位置づけ 3 8

3 成年後見制度の概要 3 9

4 石狩市の現状と課題 4 1

5 成年後見制度などの利用促進 4 5

資料 4 9

第1章 はじめに

1. 地域福祉計画策定の背景と趣旨

地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の急速な進行、人々の生活スタイルや価値観の多様化などにより、家庭や地域で支え合う意識や人間関係が希薄化し相互扶助の機能が低下しています。

また、ひきこもりや孤独死、自殺や虐待などの社会問題から8050問題^{※1}のような複合化・複雑化した問題を抱えている世帯の顕在化に加え、生活困窮世帯への対応や制度のはざ間に取残された人への対応など様々な課題が生じており、従来の仕組みでは支援を必要とする人に十分対応しきれない状況となってきました。

このような問題の解決に向けては、公的なサービスや行政の福祉施策のみで解決することは難しく、地域の中で支え合いや助け合いの仕組みをつくり、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう「自助」、「共助」、「公助」が効果的に連携を図ることが必要となります。

国においては、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、高齢者、障がい者、子どもなどを含む全ての人々がお互いに支え合えいながら、世代や分野を超えて誰もが役割を持ち活躍できる「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

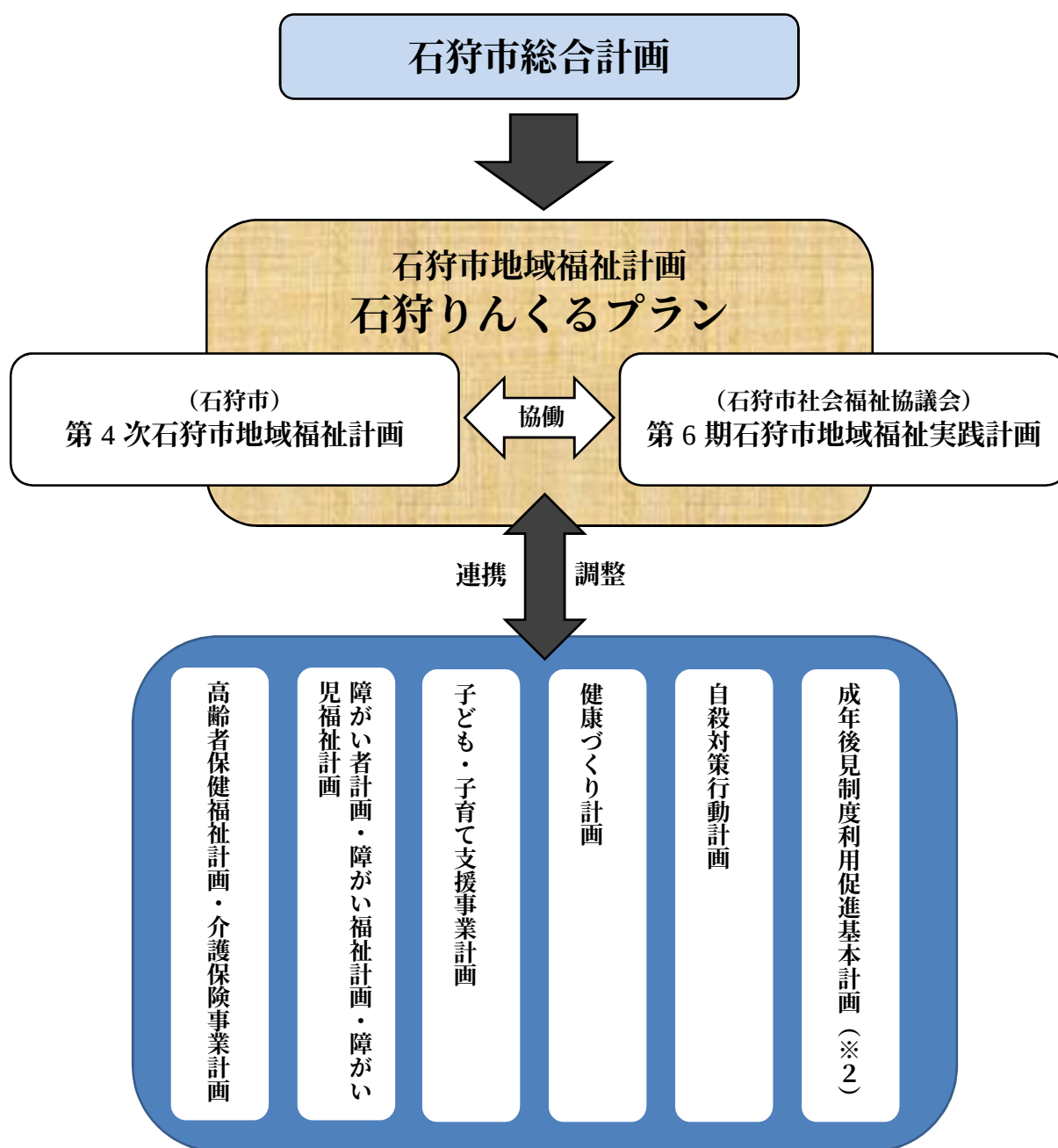
こうした背景から、「地域共生社会」の実現に向けて住民、地域、団体、行政が課題を共有しながら連携し、地域生活課題の解決を図ることで、誰もが住み慣れた地域で安心して、生きがいや尊厳を持って暮らすことができるよう、石狩市が策定する「地域福祉計画」と石狩市社会福祉協議会策定する「地域福祉実践計画」を一体的な計画として策定し地域福祉を推進します。

※1 ^{ハチマルゴーマル}「8050問題」：80は80歳代の親、50は50歳代の子のことを指し、子のひきこもりが長期化することに伴い、親も高齢化し働けなくなり、生活に困窮したり社会から孤立してしまう問題。

2. 計画の位置づけ

本計画は社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」であり、石狩市総合計画を最上位計画とする石狩市の計画体系の中で、福祉に関する上位計画に位置づけられ、保健福祉分野における個別の計画と連携・調整を図りながら地域福祉を推進するための計画です。

また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）を包含しているほか、石狩市社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」としても位置づけられ、石狩市と石狩市社会福祉協議会が協働して地域福祉を推進していく計画です。



※2 成年後見制度利用促進基本計画：第4次石狩市地域福祉計画に包含。

3. 計画の期間

本計画の期間は、2020 年度から 2024 年度までの 5 年間とします。

今後の社会経済情勢の変化や国の新たな福祉政策などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画を見直します。

【他計画の計画期間との比較】

		計画期間	2019	2020	2021	2022	2023	2024
第 5 期総合計画		2015～ 2022						
第 4 次地域福祉計画		2020～ 2024						
個別計画	高齢者保健福祉計画	2018～ 2023						
	第 7 期介護保険事業計画	2018～ 2020						
	障がい者福祉計画							
	・第 3 期障がい者計画	2017～ 2020						
	・第 5 期障がい福祉計画	2018～						
	・第 1 期障がい児福祉計画	2020						
	健康づくり計画（第 2 次）	2016～ 2023						
	子ども・子育て支援事業計画	2020～ 2024						
	自殺対策行動計画	2019～ 2028						
	成年後見制度利用促進基本計画 第 4 次地域福祉計画に包含	2020～ 2024						

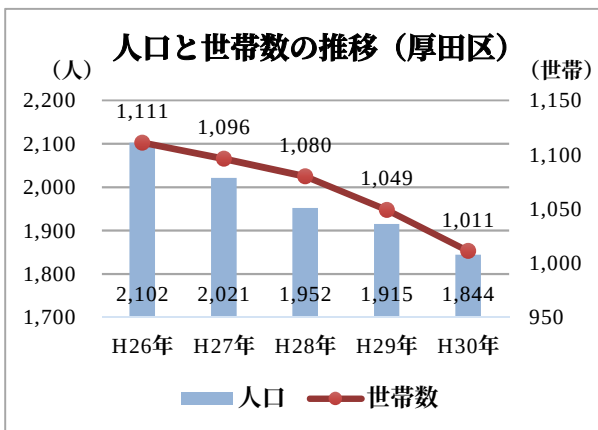
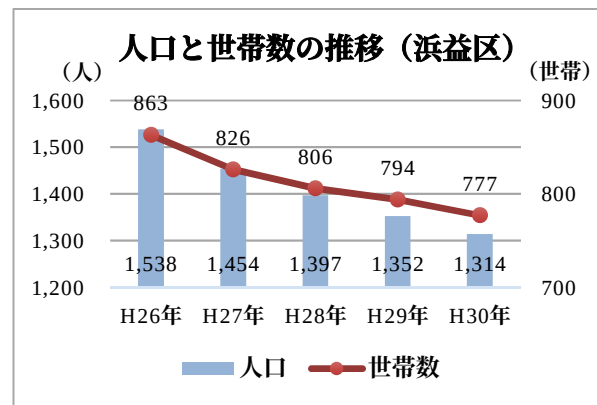
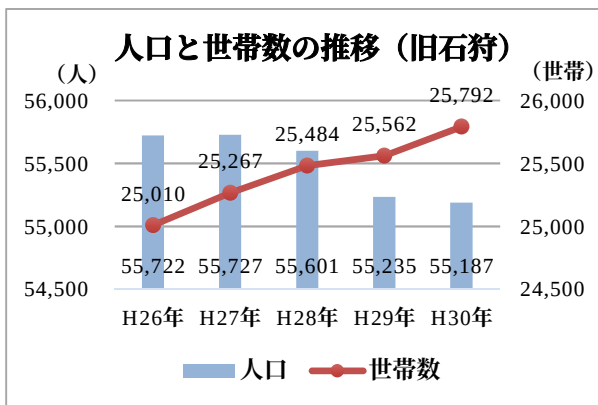
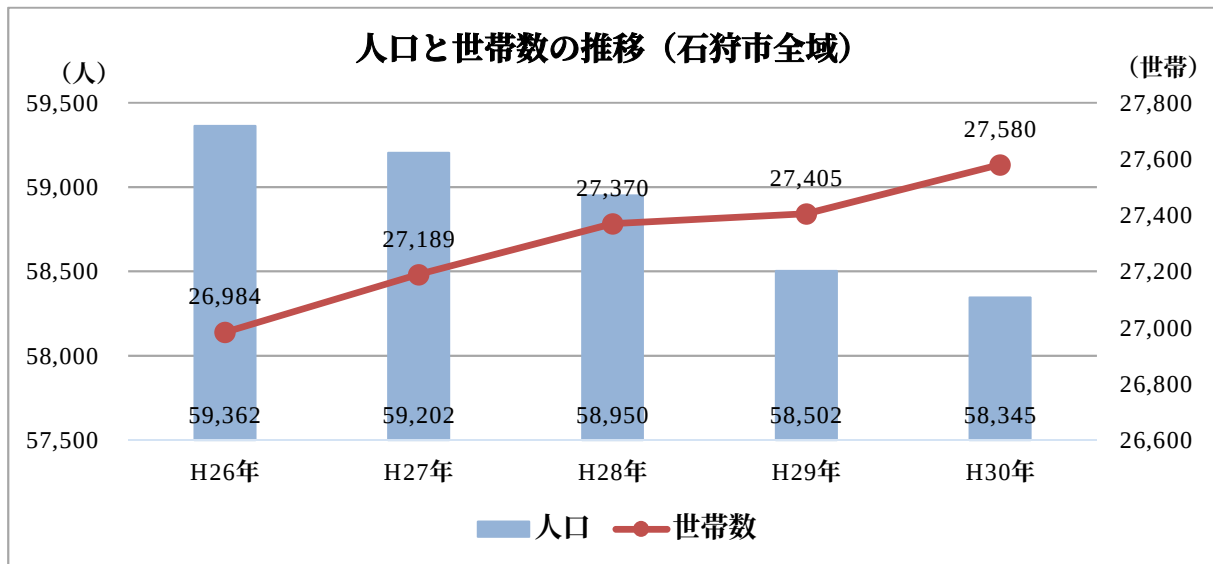
第2章 地域を取り巻く状況

1. 石狩市の現状

(1) 人口と世帯数の状況

本市の人口は年々減少し、5年前と比較すると約1,000人減少しています。

一方で、人口の減少とは対照的に世帯数は年々増加傾向にあり、5年前と比較すると約600世帯が増加しています。



旧石狩及び厚田区、浜益区とも人口は減少していますが、旧石狩地域では世帯数が増加しています。

一方、厚田区、浜益区は世帯数及び人口ともに減少を続け、5年間で約1割以上が減少しています。

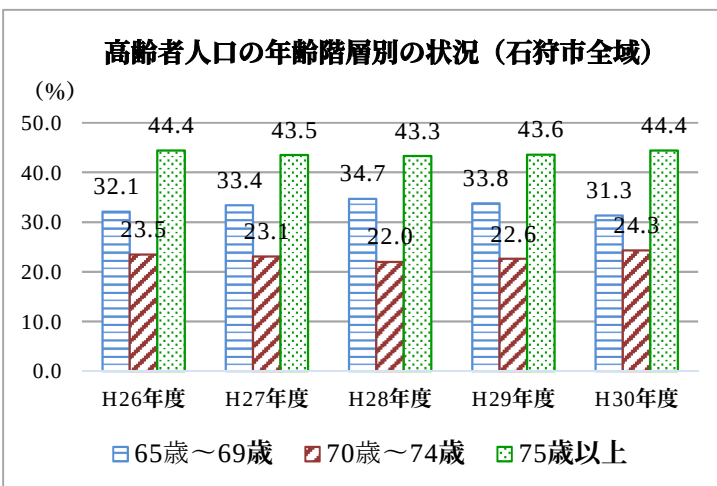
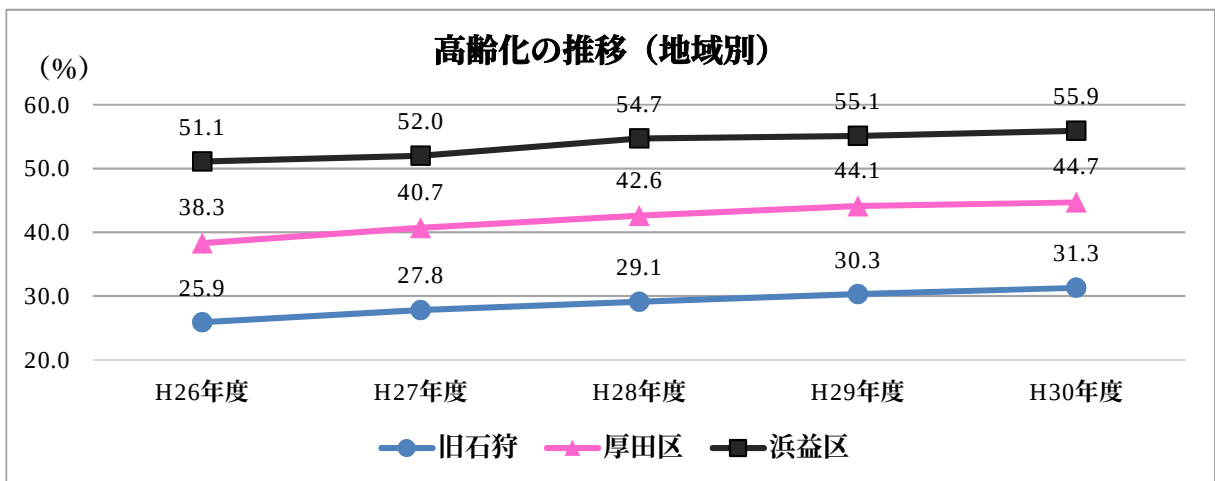
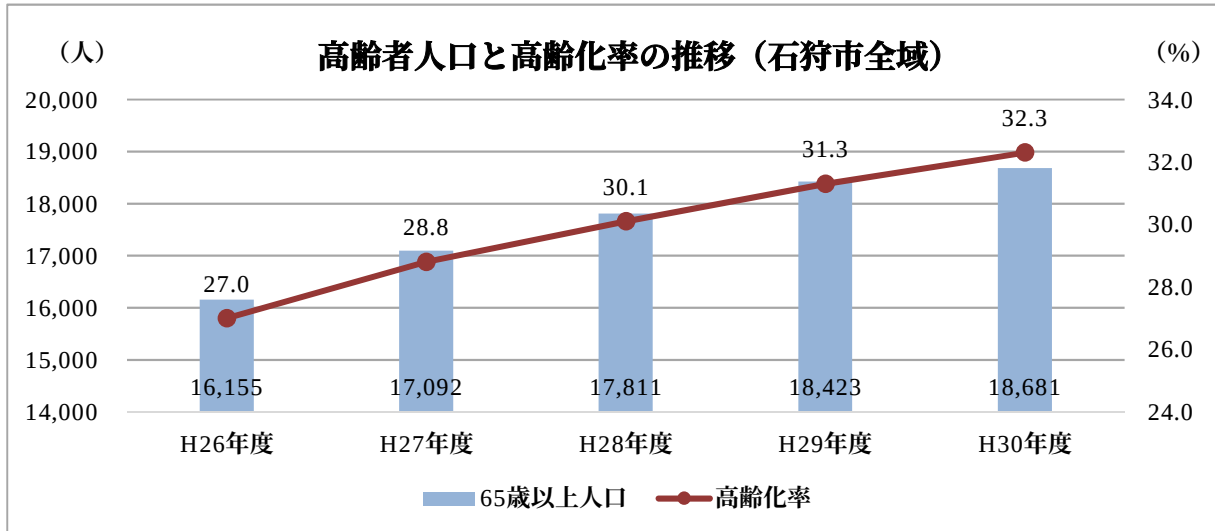
旧石狩地域では核家族化が進行し、厚田区及び浜益区では過疎化がますます進行している状況です。

【資料：住民基本台帳】

(2) 高齢者人口と高齢化率の状況

本市の65歳以上の高齢者は、総人口が減少を続ける一方、年々増加を続け高齢化率も30%を超えています。

地域別では浜益区の高齢化率が55%を超え、厚田区でも約45%となっており両区の高齢化率は高く推移していますが、旧石狩地域でも上昇を続けています。



高齢者人口の年齢階層別の人口割合は、団塊の世代が70歳に到達したことを境に69歳未満の割合は減少の傾向にありますが、70歳以上の割合は増加の傾向にあります。

特に75歳以上の高齢者の割合が高く65歳以上の総人口の約45%となっており、今後も高い割合で推移することが予想されます。

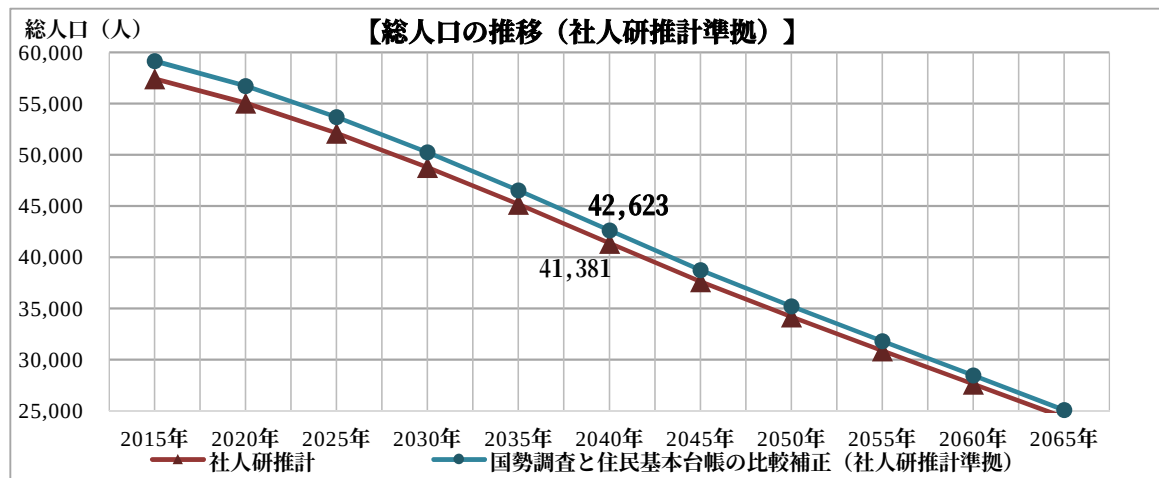
【資料：住民基本台帳】

(3) 将来人口の推計

将来人口は、「第2期石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」（2020年3月策定）において推計を行い、本計画においても総合戦略の人口ビジョンにより推計した人口を将来人口の推計値としています。

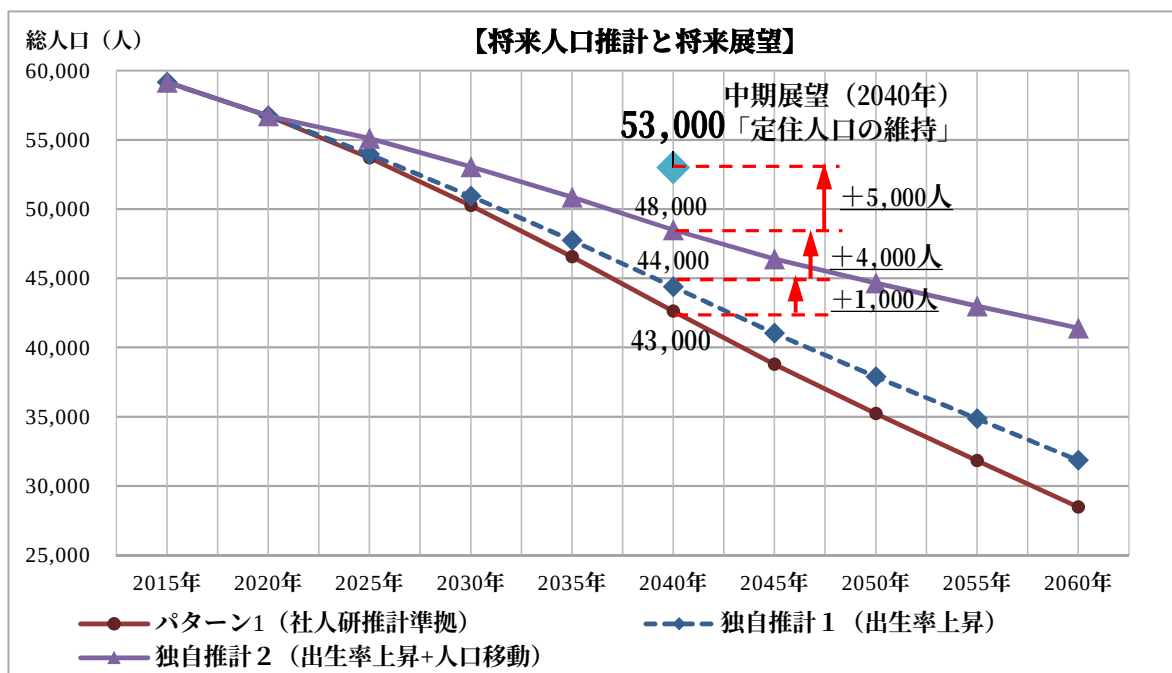
(ア) 国勢調査と住民基本台帳人口の比較

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」）という。）推計準拠による2040年の本市の総人口は41,381人となっていますが、社人研の人口推計が過去の国勢調査をベースに算出されていることから、直近の国勢調査と住民基本台帳人口との比較をもとに補正を行った結果、2040年の総人口は42,623人となります。



(イ) 人口の将来展望（概ね2040年を目途）

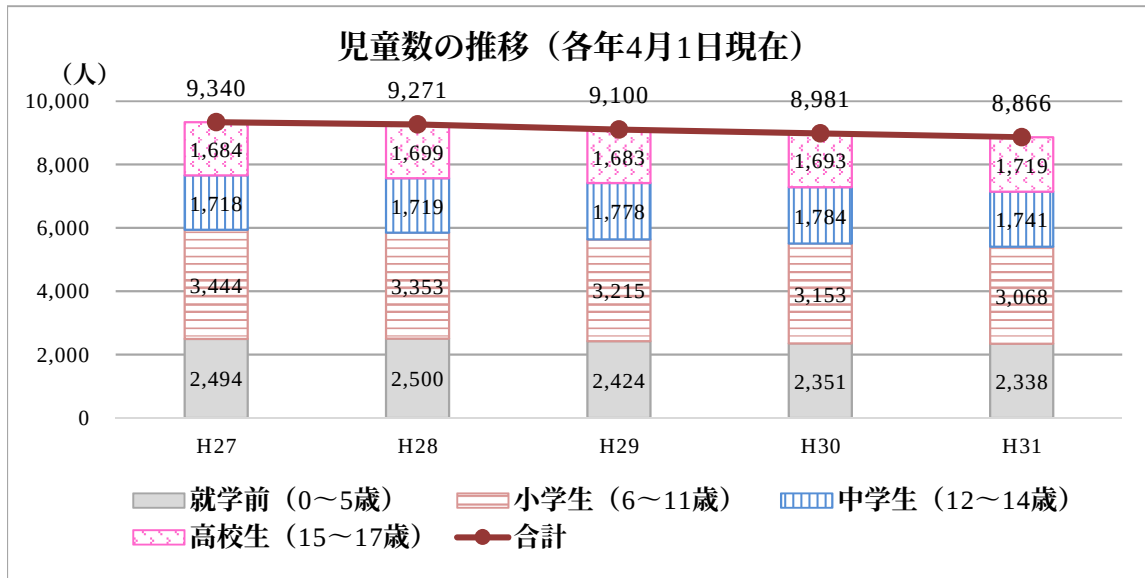
上記（ア）で推計した補正後の総人口約43,000人から「地方創生」に関する全国的な施策効果により出生率の上昇や人口移動の均衡、また、企業誘致など市の単独及び札幌圏域としての特色を活かした独自施策による効果を想定し独自に推計を行い、概ね1万人上乗せする53,000人を「定住人口の維持」として設定しています。



(4) 児童数の推移

本市の児童数は年々減少し、5年前と比較すると約500人減少しています。総人口が5年間で約1,000人減少となっており、その半数が17歳以下の児童となっています。

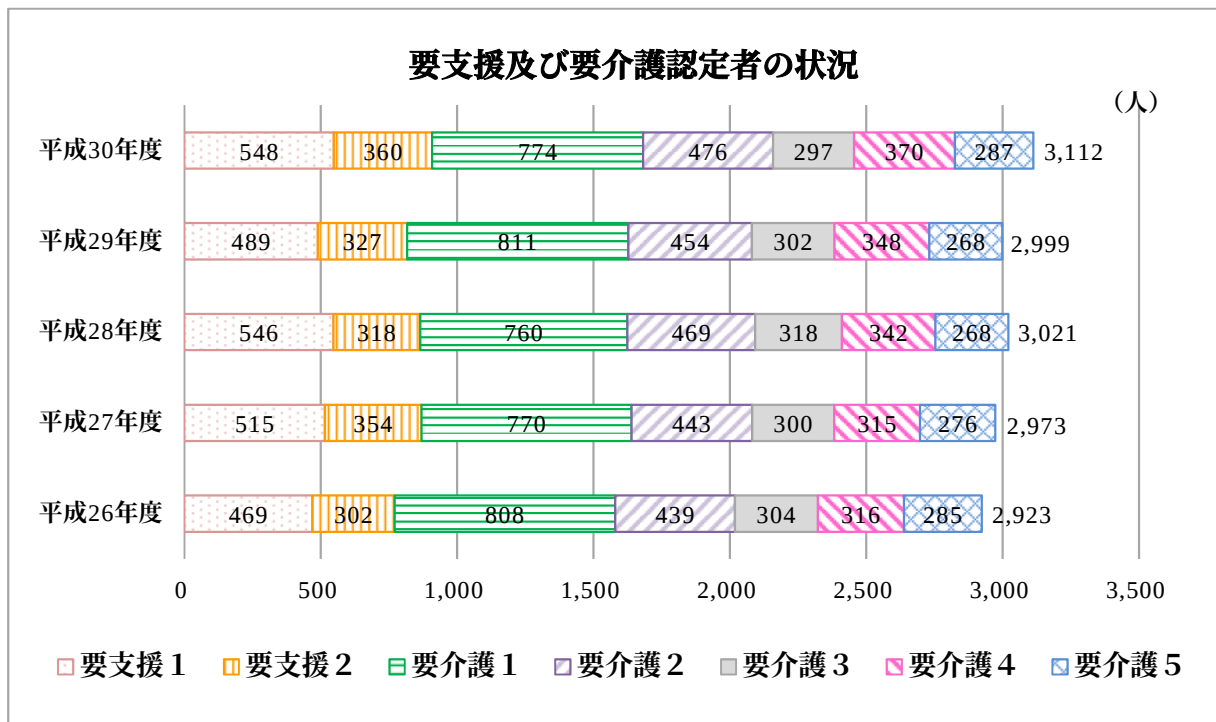
この要因として、ライフスタイルの多様化や出産年齢の高齢化など出生数が低下していることが考えられます。



【資料：住民基本台帳】

(5) 要支援及び要介護認定者の状況（第2号被保険者を含む）

本市の要支援及び要介護認定者の総数は、平成26年度から増加の傾向にありましたが、平成29年度に一度減少したものの、平成30年度は過去5年間で最も多い3,112人となっています。

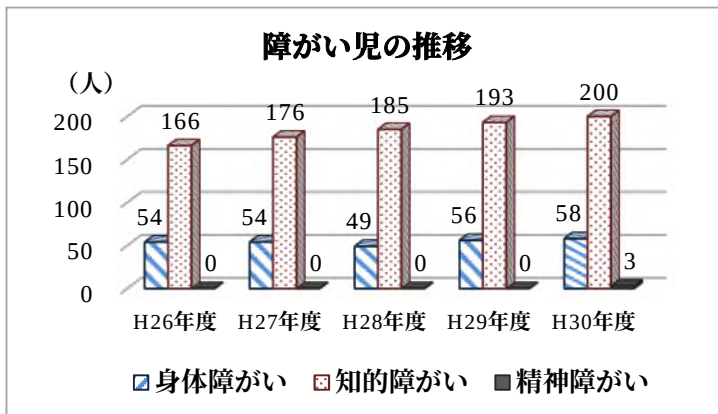
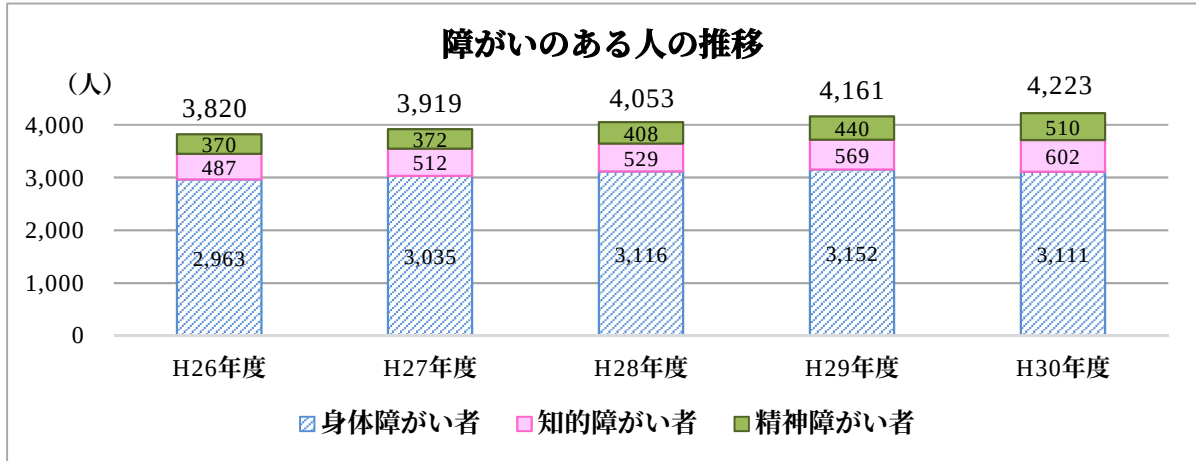


【資料：高齢者支援課】

(6) 障がいのある人の状況

障がいのある人の総数は、総人口が減少を続ける中、増加傾向にあります。

このうち、身体に障がいのある人は平成30年度に減少していますが、精神障がい、知的障がいのある人が年々増加しています。



障がい児のうち、身体障がいや精神障がいのある人は横ばいで推移しています。

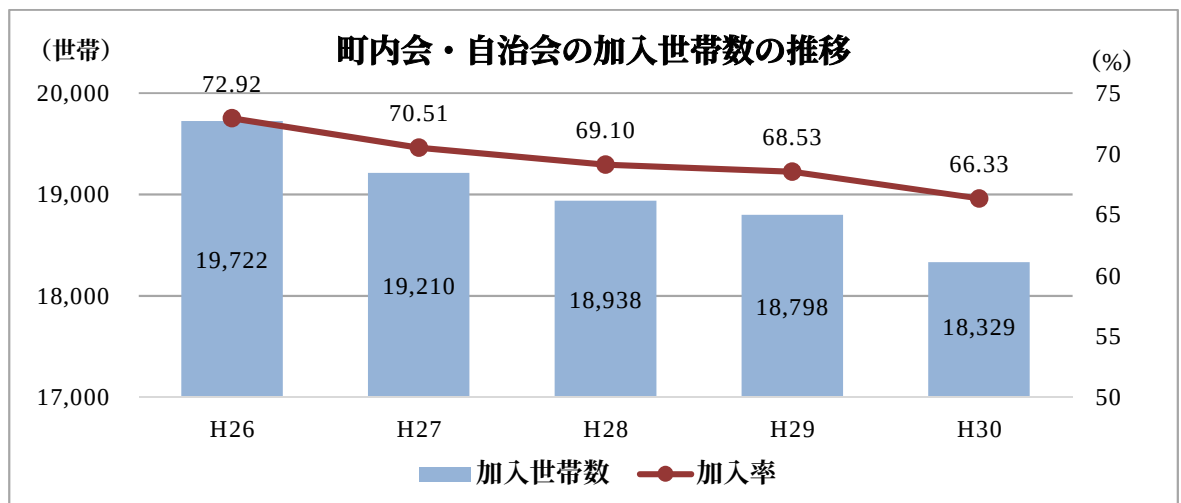
一方、知的障がいのある人は、児童デイサービスの増加や健診、相談など早期発見につながる機会の充実などにより増加しています。

【資料：障がい福祉課】

(7) 町内会・自治会の状況

令和元年10月現在、石狩市には町内会・自治会が122団体あります。

市内の総世帯数は増加の傾向にありますが、町内会・自治会の加入世帯数は年々減少し、加入割合は平成28年度以降70%を下回っています。

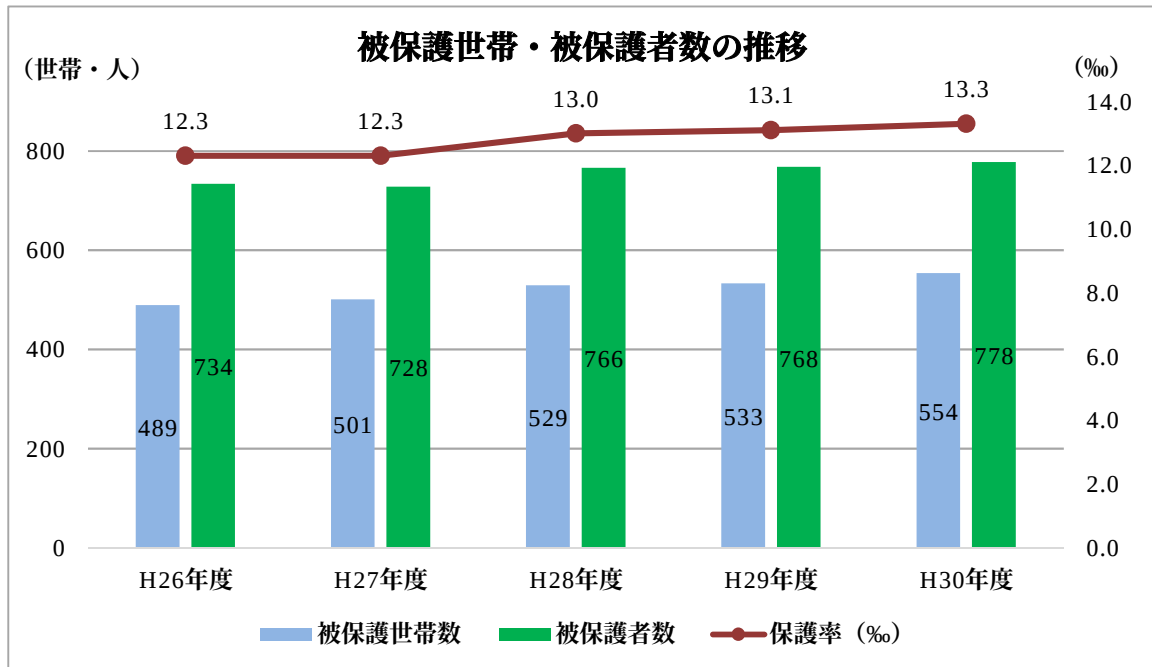


【資料：広聴・市民生活課】

(8) 被保護世帯の状況

生活保護の被保護世帯数及び被保護者数はともに年々増加の傾向にあります。保護率※3も増加の傾向にあり、総世帯数の増加に比例して被保護世帯数も増加しています。

※3 保護率：人口1,000人当たりの被保護人員数割合で、千分率である「‰（パーミル）」で表記。



【資料：福祉総務課】

2. 地域福祉推進の課題

地域福祉を推進するため第3次石狩市地域福祉計画に基づき各種施策などを進めてきましたが、前計画を進めてきた中で継続して検討が必要な問題や課題のほか、厚田区・浜益区が抱える課題や石狩市地域福祉計画策定ワーキンググループ※4により出された意見などについては、第4次石狩市地域福祉計画でその解決に向けた取り組みの検討や各種施策を実施します。

(1) 前計画から引き継ぐ課題（基本目標別）

【基本目標1：市民主体の地域福祉コミュニティづくり】

基本目標1の『市民主体の地域福祉コミュニティづくり』の実現を目指し、小中学校の児童や生徒、地域住民を対象に福祉に関する講座を実施し福祉の理解を深める施策のほか、料理教室の開催やふれあいサロンの設置・運営の支援など地域の特性を活かした地域づくりを進めてきました。また、ボランティアスクールやボランティアポイント事業などボランティアの育成や活動の活性化するための施策を実施してきました。

今後、地域福祉をさらに推進するためには、住民参加による地域福祉推進の支援や地域内交流の促進などにより住民相互の支え合いの機能である「地域力」を向上させることや、高齢化などにより減少が予想されるボランティアの後継育成やボランティア経験のない新規ボランティアの獲得が重要な課題となります。

【基本目標2：市民ニーズに応じた福祉サービスの提供】

基本目標2の『市民ニーズに応じた福祉サービスの提供』の実現を目指し、高齢者の生活支援や介護予防サービスの体制整備を推進するため生活支援コーディネーターの配置や権利擁護体制の充実を図るための成年後見センターの運営、配食サービスや訪問入浴サービスなど在宅福祉サービスのほか生活困窮者の自立に向けた支援を実施してきました。

今後、高齢化の進行に伴い成年後見制度を利用する人の増加や日常生活の判断が難しくなる人の増加が見込まれることから、権利擁護体制の充実と強化が必要なほか、離職やひきこもりなど様々な要因により生活に困窮する人への対策も重要な課題です。

【基本目標3：市民とのパートナーシップによる地域福祉の推進】

基本目標3では『市民とのパートナーシップによる地域福祉の推進』の実現を目指し、見守り活動を充実させるための福祉調整員や福祉協力員の養成などを目的とした研修会の実施や安否確認を円滑に行うための自宅の鍵の預かりのほか、避難行動要支援者名簿の作成や助け合いマップの更新など要援護者への支援を実施してきました。

地域福祉推進するためには、地域での見守り活動は大変重要であり今後も継続することが必要なほか、福祉避難所の開設が必要な災害が発生した場合に迅速に対応のできる体制の整備が必要となります。

※4 石狩市地域福祉計画策定ワーキンググループ：学識経験者や町内会、民生委員児童委員や各事業所の代表、市職員により構成し、各分野で抱えている課題などを意見交換し第4次石狩市地域福祉計画の素案を検討する会議。

（２）厚田区・浜益区の課題

厚田区・浜益区は（１）前計画から引き継ぐ課題（基本目標別）で明記した課題のほか、高齢化率が50%前後と住民の半数が高齢者という状況や過疎地域特有の地域コミュニティの形成が難しい隣近所の距離の問題からなる地域内交流の難しさや交通、小規模集落など様々な課題があります。

厚田区・浜益区が抱える課題は、福祉分野のみでは解決することが難しい課題も多くあるため、石狩市全体のまちづくりの中で課題の解決に向けた検討を進めていく必要があります。

（３）地域福祉計画策定ワーキンググループでの意見や課題

地域福祉計画策定ワーキンググループは4回開催し、地域や団体などそれぞれの分野で抱えている問題や課題などについて意見交換しました。

この会議で出された主な意見や課題は次のとおりです。

■福祉教育・人材育成

- ・福祉分野全般的に担い手や後継者が不足している。維持がやっとで活性化が難しい。
- ・子どもたちが福祉に興味を持ってもらうための方策はないだろうか。
- ・民生委員の担い手が不足している。
- ・中学生の力を活かすことができればいい。（能力、体力もあるため）
- ・子育てをしている中間世代をどう活かすか。
- ・おせっかいな人材を育てる。
- ・車いすの人や認知症を抱えた人が残っている力を活かして支える側に回るのはどうか。子どもがお手伝いをしてもらったという実経験を通して認知症の正しい理解や車いすの操作を実体験することで、様々な支えになってくれるのではないか。

■ボランティア活動・育成

- ・ボランティアも高齢化している。募集しても担い手がない。後継をどう育てるか。
- ・小さな頃からボランティア精神を育む教育が必要。体験を通じて学ぶことも重要なことなので体験の機会を設けてその精神を育む機会があれば良い。

■生活困窮・権利擁護

- ・生活困窮家庭への子どもの学習支援は重要。有償ボランティアで大学生に教えてもらうことも活性化つながるのではないか。
- ・生活困窮というキーワードから貧困の連鎖を子どものころから長いスパンでケアすることができないか。
- ・生活困窮者の支援や権利擁護など制度の周知が不足しているのではないか。

■見守り活動

- ・ひきこもりの人に対するボランティア活動は年々増えていると聞いているので続けていくべき。
- ・ひきこもりの人をボランティア活動につなぐ支援というものもあるが、ボランティアや社会参加したい気持ちに至るまでが大切。介入する人の信頼関係が必要。年単位の時間を要する。

■住民参加・地域内交流

- ・厚田区、浜益区に児童が赴き農漁業を体験することで地域内交流として横断的なつながりが強固になるのではないかな。
- ・地域で顔見知りが多いことが重要。
- ・車いすの児童や聴覚障がい者の保護者も一緒に交流する場が今後広がっていくとよい。
- ・他人だからこそつぶやける不平や不満がある。（民生委員児童委員の役割は大きい）
- ・児童館が大人も休める場になれば見守りや交流のつながるのではないかな。
- ・障がい児のころから事業所に通所していたら、大人になっても支援を受けやすいのでは。
- ・幼いころから障がいのある人と関わりを持つことが大切。

■地域の課題

- ・浜益区は地域のつながりは強いが緊急時の対応ができない。
（コンビニ、バス、タクシーなどが無い）

第3章 地域福祉計画の基本理念と基本目標

1. 基本理念

誰もが健康でしあわせに暮らせる地域社会を実現するため、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携、住民相互の支え合いの機能（「地域力」※5）の向上により地域全体のしあわせが実現できるという考えのもと「第2次石狩市地域福祉計画」（りんくるプラン）において基本理念を「地域力の向上により、共に支え合うまち いしかり」と定め、この基本理念は「第3次石狩市地域福祉計画」（新・りんくるプラン）へ引き継がれています。

地域福祉を進めていく上では、自助、共助、公助の連携や、住民相互の支え合いは不可欠です。地域住民、社会福祉に関する活動を行う人や社会福祉事業を行う団体、自治体が相互に協力、連携することにより地域力が向上し地域全体のしあわせが実現されるという基本理念は不変です。

また、国においては制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」の関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が世代や分野に関係なく「丸ごと」つながることにより、誰もが活躍できる「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

第4次地域福祉計画においては、こうした考えのもと第2次地域福祉計画からの基本理念を引き継ぎつつ、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進するため次の基本理念を掲げて、地域福祉を推進します。

基本理念

地域力の向上により、共に支え合うまち いしかり
～地域共生社会の実現に向けて～

※5 「地域力」：自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見して、住民相互の支え合いによって解決しようとする、また解決していける力のこと。

2. 基本目標

本計画の基本理念の実現を目指すために、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1：地域のつながりづくり

少子高齢化や高齢者世帯の増加による世帯規模の縮小、近隣との関わりの希薄化や複雑な事情を抱えながらも相談する相手がいないなどの理由から地域で孤立してしまうことが懸念されます。

このため、日ごろからの声かけや困ったときに支え合うことができる顔見知りの関係を広げるなど、地域内のつながりを強化する取り組みを進めます。

基本目標2：安全・安心な暮らしづくり

地域の中で生活などに不安や課題を抱えている人に対応するためには、身近なところでの支え合いが早期発見につながり解決へと結びつきます。このため地域住民と支援関係機関、行政がそれぞれの役割により連携を図ることで必要な支援に結びつける取り組みが必要です。

また、自然災害などによる緊急時に支援が必要な人への支援体制や、詐欺などの防犯対策などに取り組みます。

基本目標3：福祉の理解と人材の育成

地域福祉を進めていく上では、福祉に関する情報が広く浸透し、一人でも多くの住民に福祉に関する意識が広がり、幅広い世代が自らの意思で主体的に地域福祉活動に参加することが必要です。このため福祉に関する情報提供や学習機会などを通じて福祉意識の醸成を図ります。

また、福祉の担い手不足を解消するため、福祉に関する人材確保の支援やボランティアの育成など人材育成・確保に向けた取り組みを進めます。

基本目標4：自立を支える体制の強化

失業や疾病、家族の介護などにより生活に困窮している人や、家族以外との関係を築けず自宅にひきこもっている人、支援を必要としているが公的なサービスの制度に該当しない制度の狭間にいる人に対応するため、地域住民や支援関係機関、行政が連携し自立を支える体制を整備し、誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていくことができるよう取り組みを進めます。

3. 重点的に取り組むこと

本計画では、基本目標の達成に向けて各種の施策を推進していきますが、その中でも特に重点的に取り組むべき3つの項目を設定して重点的な取り組みを進めます。

【重点1】地域包括ケアシステムの推進

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って人生の最期まで生活ができるよう、地域包括ケアの核となる地域包括支援センターの機能強化とともに、多様な主体との連携により「住まい」、「介護予防・生活支援」、「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」が包括的に機能するよう、地域の実情や特性に合った形で地域包括ケアシステムの一層の推進を図ります。

【重点2】生活困窮者に対する自立支援施策の推進

長期間の失業や傷病、家族の介護など複合的な問題により生活困窮に陥り、地域からの孤立や制度の狭間に埋もれるなど、今後、複雑・多様化が懸念される生活困窮者の自立に向け、地域や関係機関と連携を深めながら、生活困窮者自立支援法に基づいた各種方策により支援を行います。

また、生活困窮世帯の子どもは、学習面や生活面に様々な課題を抱えている場合もあることから、貧困の連鎖に陥らないよう子どもの将来の自立に向けた支援を行います。

【重点3】ひきこもりに対する包括的な支援

不登校や退職、職場の人間関係のもつれなどに起因するひきこもりは、誰にでも起こりうる可能性があります。また、ひきこもりの長期化による80歳代の親と50歳代のひきこもりの子の問題である「8050問題」など、ひきこもりは若者だけの問題ではなく、多くの世代で問題となっています。このため、ひきこもり本人及びその家族に対し関係団体や地域と連携を進め、包括的な体制のもと自立に向けた支援を行います。

4. 厚田区・浜益区の地区事情に応じた取り組み

(1) 地区の現状

厚田区、浜益区は、急速な人口減少に加え、65歳以上の高齢者人口が浜益区では約55%、厚田区でも約45%と住民の半数が高齢者となっており、今後、ますます高齢化の進行や過疎化が進んでいくものと想定されます。

こうした中、両区では地域の個性や特性を活かしながら地域づくりを進めるため様々な活動が行われています。

厚田区では、「近説遠来」（「住んでいる人々が喜んで暮らしていると、うわさを聞きつけ、遠くからも人々が集まり活気にあふれる」という意味）の実現に向け、道の駅「あいりーど厚田」を中心とした交流人口の増加による地域の活性化が図られているほか、地域協議会による区内全世帯へのアンケート調査を実施し、地域の思いや課題を捉え、今後の過疎化の対策に向けた取り組みの検討が進められています。

浜益区では、住民と浜益区にゆかりのある人で構成する劇団「はまます小劇場」による公演や古くから地域に伝わる「沖揚げ音頭」の伝承など地域内外で世代超えた交流が行われているほか、高齢者施設においては外国人技能実習生が就業し、地域住民との異文化交流により地域の活性化が図られています。

(2) 地区の課題と課題解決に向けた主な取り組み

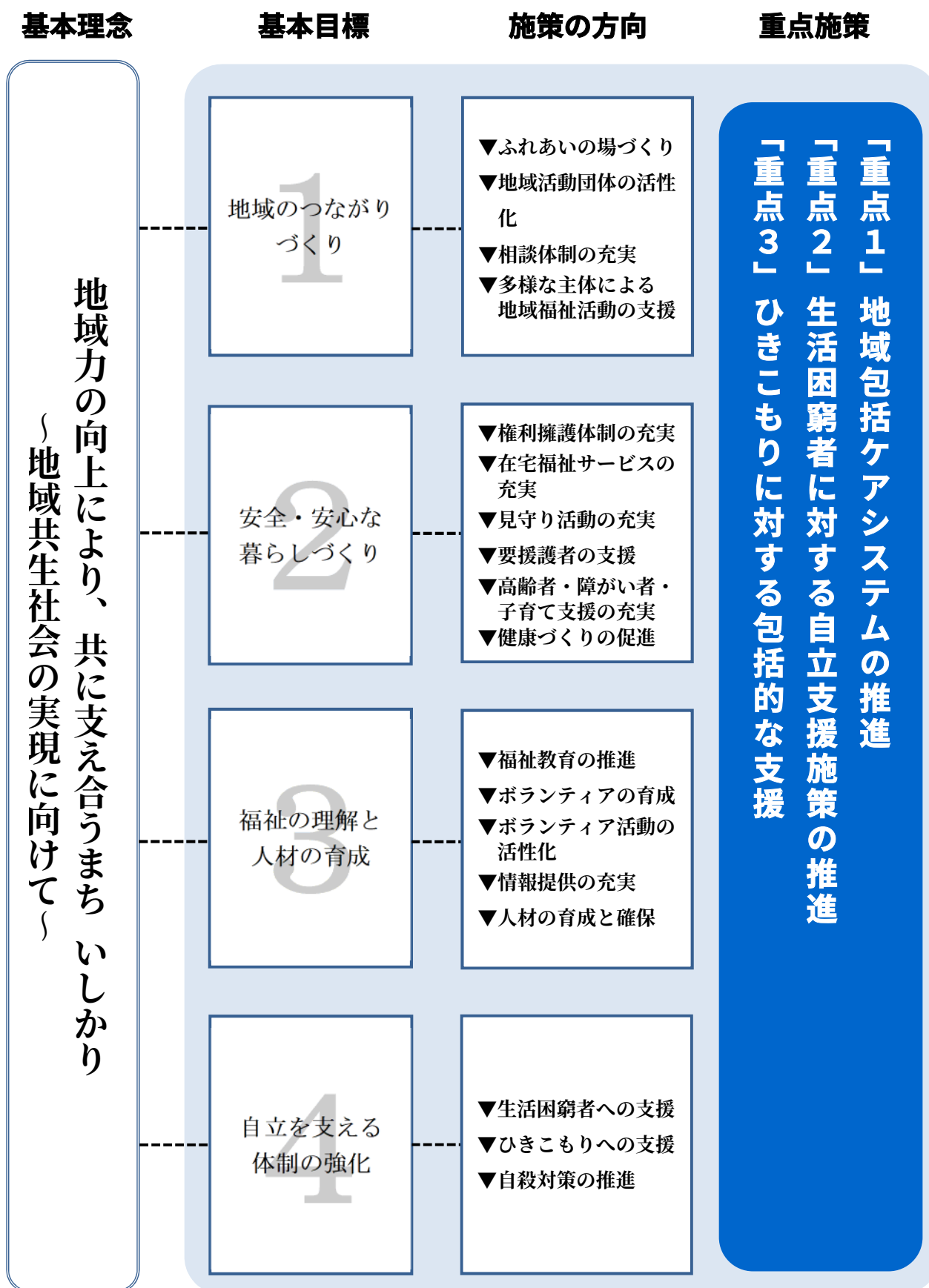
地域内外の交流や活動が行われている中、買物や通院など札幌市や石狩市の中心地から遠距離という地理的に不便な事情や、高齢化の進行により支援を必要とする人の増加への対応など様々な課題もあります。

こうした課題について、地域や団体、関係機関など多様な主体と連携し、地区の事情や特性を考慮しながら住みなれた地域で健康に安心して暮らしていくことができる取り組みを進めます。

— 主な取り組み —

- ◆区内で不足している福祉業務従事者の人材確保の検討
- ◆買い物と高齢者の外出の機会の創出を兼ねた支援の検討
- ◆外国人技能実習生の受け入れ体制の充実
- ◆地域住民と外国人技能実習生との交流による異文化交流と地域内の交流の促進
- ◆市内全域の子どもを対象とした宿泊型のボランティア体験によるボランティア意識の醸成と地域住民との交流機会の創出

5. 計画の体系図



6. 5年後のまちの姿

基本理念を実現するため設定した基本目標や重点施策、厚田区・浜益区の地区事情に応じた取り組みを進め「石狩りんくるプラン」の計画期間が終了する5年後の石狩をこんなまちにしたいこう！



第4章 重点的に取り組むこと

【重点1】地域包括ケアシステムの推進

高齢者人口の増加や急速な少子化に伴う人口減少が進む中、団塊の世代が75歳以上となる2025年には医療や介護の需要が増加する一方で、労働者人口は減少し、介護人材の確保はますます厳しくなります。高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくためには、居場所や出番・役割の確保といった社会参加と地域の中での支え合いや助け合いが必要であり、たとえ支援される側になったとしても、サービスを利用しながら地域とつながりを維持し、かつ自らができることを継続していくことが重要です。

そのためには、「住まい」、「介護予防・生活支援」、「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」といった要素が包括的に機能していく必要があります。

このことから、地域包括ケアの核となる地域包括支援センターの機能強化とともに、地域、関係機関などこれらの要素を構成する多様な主体と連携を進め、地域の実情や特性に合った形で地域包括ケアシステムの一層の推進を図ります。

特に地域包括ケアシステムの中においても、地域住民自らが主人公となり「介護予防」を意識した通いの場への参加促進や助け合いの仕組みである「生活支援」を構築する生活支援体制整備の推進は「地域づくり」であり、地域福祉の推進そのものであるとの認識のもと重点的に進めていきます。

主な取組み

■地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケア推進の拠点として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職を適正に配置し、多様化・複雑化する地域住民のニーズに対応するとともに、他機関・多職種および地域ぐるみで支援する体制を強化します。また、介護サービスなどの利用にあたっては、より自立に資するケアマネジメントの普及のために「心身機能」「活動」「社会参加」の要素にバランスよく働きかけ介護予防を推進します。

■生活支援体制の充実

地域包括ケアを推進するため、生活支援コーディネーターを配置し、地域住民や事業所、企業など多様な主体のコーディネート機能を果たすことにより、生活支援や介護予防サービスの支援体制の充実・強化に取り組めます。また、高齢者の支援に留まらず、コミュニティソーシャルワーカー^{※6}としての機能も視野に入れながら、地域全体の福祉活動を支援します。

※6 コミュニティソーシャルワーカー：援護を必要とする高齢者や障がい者、子育て中の親などに対して、見守りや課題の発見、支援関係機関との調整など、要援護者の課題を解決するための支援を行う者。

【重点2】生活困窮者に対する自立支援策の推進

本市の生活保護世帯は年々増加しており、そこに至る前の段階での自立を支援する取り組みが重要となっています。

長期間の失業や傷病、障がいや家族の介護など複合的な問題を抱え、そのことにより生活困窮に陥り、地域から孤立してしまう場合もあります。

今後、生活困窮者に関する課題はさらに複雑化・多様化していくことが考えられることから「地域での孤立」や「制度の狭間」に陥らないよう、家計や就労の課題、住居の問題、心身の問題などについて包括的に支援していく必要があります。

また、生活困窮世帯の子どもは学習面や生活面に様々な課題を抱えている場合もあることから、「貧困の連鎖」を防止するため子どもの将来の自立に向けた支援も必要となります。

平成27年に生活困窮者自立支援法が施行、また平成30年には、生活困窮者のより一層の自立の促進を図るため改正生活困窮者自立支援法が公布されました。

このことから、生活困窮者の自立に向け、地域や関係機関と連携を深めながら、生活困窮者それぞれの課題やニーズに応じた適切な支援が図られるよう、生活困窮者自立支援法に基づいた各種方策により支援を行います。

主な取組み**■生活困窮者自立相談支援事業**

生活困窮者の仕事や生活などに関する悩みを聞き、課題解決のためのプランを一緒に考え、利用できるサービスなどを活用しながら、自立して暮らすことができるよう支援します。

■生活困窮者住居確保給付金

離職などにより住居喪失した又は喪失するおそれがある生活困窮者に対して、受給期間の就職活動など一定の要件を満たす人に、一定期間、家賃相当分の給付金を支給し、自立を支援します。

■生活困窮者就労準備支援事業

直ちに一般就労することが困難な生活困窮者に対して、就労や社会参加に必要な基本的生活習慣やコミュニケーション能力の習得、就労体験などにより就労意欲の喚起を図る支援をします。

■生活困窮者家計改善支援事業

家計に関する悩みをもつ生活困窮者の相談に応じ、収支改善に向けた助言や再生プランの作成などを行い、自立した家計の管理能力を高め、安定して暮らすことができるよう支援します。

■生活困窮世帯に対する子どもの学習支援事業

生活に困窮し十分な学習機会を得られない小中学性を対象に、基礎的な学力の向上や家庭における養育の相談に応じるなど、「貧困の連鎖」防止のため、学習支援を通じて、子どもの将来の自立に向けた支援を行います。

■生活困窮者一時生活支援事業

住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所や食事、衣料や日用品など日常生活に必要な物資などの提供により、自立の促進に向けた支援を検討します。

【重点3】ひきこもりに対する包括的な支援

ひきこもりは、学校や仕事に行けず家族以外の人との交流のない人のこと言いますが、家に閉じこもっているだけではなく、外出はできても家族以外とは親密な対人関係にない場合もひきこもりに含まれます。

ひきこもりとなる要因には、不登校や退職、職場の人間関係のもつれなどをきっかけとする場合などがありますが、誰にでもひきこもりになる危険性や大きな問題を抱えていない一般家庭にも起こりうる可能性があります。

従来、ひきこもりは不登校問題からくる若者の問題であると考えられていましたが、現在は、若者だけの問題ではなく、30歳代以上でひきこもりとなっている人の割合も増加しています。2018年に内閣府が行った調査では、40歳から64歳のひきこもりの人の推計が15歳から39歳のひきこもりの人の数の推計を上回るという調査結果が出ています。

また、ひきこもりが長期化することにより、ひきこもっている人の親も高齢化し、収入や介護に関する問題が生じています。80歳代の親と50歳代の子の親子での問題であることから「8050問題」と呼ばれていますが、様々な理由から外部への相談も難しく、親子で社会から孤立した状態に陥っている状況にあります。

本市では、15歳から39歳までが約200人、40歳から65歳までは約300人がひきこもりとなっていると推計しています。

このため、ひきこもりとなっている若者から高齢者、その家族に対し関係団体や地域と連携しながら支援する体制を整え、生活困窮者対策と同様に「地域での孤立」や「制度の狭間」に陥らないよう包括的かつ継続的な支援、早期対応によりひきこもりを長期化させない取り組みが必要です。

主な取組み

■ひきこもり相談支援事業

ひきこもり相談支援窓口を設置し、個別支援やグループ支援を行いながら、復学や再就学、就業に向けた支援及び家族の精神的安定を図ります。

■ひきこもり相談会開催事業

ひきこもりの当事者やその家族が胸のうちの語り合い交流できる機会を設け、ひきこもりの悩みに対する支援を行います。

■生活困窮者自立相談支援事業（再掲）

生活困窮者の仕事や生活などに関する悩みを聞き、課題解決のためのプランを一緒に考え、利用できるサービスなどを活用しながら、自立して暮らすことができるよう支援します。

■生活困窮者就労準備支援事業（再掲）

直ちに一般就労することが困難な生活困窮者に対して、就労や社会参加に必要な基本的生活習慣やコミュニケーション能力の習得や、就労体験などにより就労意欲の喚起を図る支援をします。

■自殺対策の推進

地域のネットワーク強化やゲートキーパーの育成など「石狩市自殺対策行動計画」に基づいた施策の推進を図ります。

第5章 基本目標別の施策展開

基本目標1 地域のつながりづくり

(1) ふれあいの場づくり

地域福祉を進めていく上で重要な役割を果たす地域において、年齢や性別などにとらわれることなく、人と人とのつながりを築くためには、多くの世代の誰もが気軽に参加し、ふれあうことのできる拠点が必要となります。このため、住民同士の交流やつながりを深める場の提供や、地域住民などが集う拠点づくりの取り組みを支援します。

主な取組み	内 容
ふれあい広場いしかり	インクルージョン※ ⁷ の普及、啓発を目的として「やさしさの風になろうよ」をテーマに、すべての人が共に学びあい、共に語り合う場として開催します。
通いの場の設置と継続支援	各世代の人々が、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるために、地域住民が気軽に集い交流を深めたり、趣味を生かす「通いの場」の設置や運営の支援に努めます。
地域福祉懇談会	町内会役員や地区社会福祉協議会役員、民生委員児童委員、高齢者クラブなど地域で暮らす人たちが一堂に会し、日頃の活動実践やこれからの地域活動について、率直に意見を交わす場として開催します。
地域料理教室	地区社協や町内会などの単位で料理教室を開催し、参加者が一緒に料理を作る、食べることを通して、地域内での世代間交流や顔の見える地域のつながりづくりを支援します。
ふれあい給食サービス	孤立化しやすい高齢の人が、地区社会福祉協議会や町内会の役員・民生委員児童委員・ボランティアの人と、会食や配食によりふれあいの機会を持つことで、地域との結びつきを深めることを目的に実施します。
福祉機器などの貸与	簡単な手続きで利用できるレクリエーション用品や行事用テント、車いすなどの福祉機器の貸与を行います。

※7 インクルージョン：地域で暮らす誰もが社会生活の主体者としてみんなで包み支え合う考え方。

（２）地域活動団体の活性化

地域では多様化する生活課題や複合的な課題も多くなっています。それらの課題に対応するためには、地域活動を行う組織の活性化がますます重要となります。このため、地域福祉活動を行う団体に対し、情報提供や財政支援などを通して活動を支援します。

主な取組み	内 容
小地域福祉事業助成	地区社会福祉協議会活動・町内会活動の活性化支援を目的に、運営費・事業費の一部を助成します。
地区社会福祉協議会 連絡会議・研修会	地区社会福祉協議会の運営に役立つ研修会や情報共有・情報交換を目的とした連絡会議を開催し、活動の活性化を図ります。
社会福祉関係団体の支援	社会福祉の推進を担う団体と連携し、団体が実施する事業に必要な支援を行うなど、活動の活性化を図ります。

（３）相談体制の充実

複雑・多様化する生活課題や複合化する問題を抱える市民の福祉ニーズに対応するためには、安心して相談できる体制の整備が重要です。このため、各相談窓口が連携を図り、必要な支援へと結びつけることができるよう相談体制の充実を図ります。

主な取組み	内 容
住民よろず相談所の開設	悩みや心配ごとがあれば、誰でも気軽に相談できる場所として民生委員が相談員としてよろず相談所を開催します。
住民よろず相談員研修会	よりよい相談所運営と相談員の資質向上を目指して、民生委員児童委員連合協議会と合同で研修会を開催します。

（４）多様な主体による地域福祉活動の支援

住民参加による地域福祉を一層推進するため、町内会や自治会、民生委員児童委員、福祉関係団体や企業など、多様な主体により地域福祉活動を支援します。

主な取組み	内 容
地域福祉活動事例集の発行	市民の地域福祉活動の理解や参加のきっかけづくりとなる地域福祉活動事例集を作成し、地域福祉活動を推進します。
民生委員児童委員との連携	民生委員児童委員と社会福祉協議会は、共に地域福祉の推進に取り組む両輪の関係であり、連携を図りながら協働による地域福祉活動の推進に努めます。
民生委員児童委員における一斉情報配信システム導入	迅速な対応により市民の安心と安全を守るため、緊急時などの情報手段として一斉情報配信システムの導入を検討します。
社会福祉法人のネットワーク化推進	平成28年の法改正により、「地域における公益的な取り組みを実施する責務」が位置づけられた社会福祉法人のネットワーク化を推進し、中長期的に地域福祉事業、地域公益活動の展開強化を目指します。



基本目標2 安全・安心な暮らしづくり

(1) 権利擁護体制の充実

認知症の人や障がいのある人など、判断能力が不十分で日常生活に不安のある人が、地域で安心して暮らしていくことができるよう、日常生活の支援や権利の擁護、虐待の防止など必要な支援体制の充実を図ります。

また、判断能力が不十分な人の生活や財産を守るため、法律で代理人を選任する「成年後見制度」の利用の促進に向けた基本的な計画となる「石狩市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し各種施策を推進します。

※「石狩市成年後見制度利用促進基本計画」はP38 ページからP47 ページを参照

主な取組み	内 容
成年後見センター運営	成年後見制度についての利用相談や広報啓発活動を行います。認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分となっても住み慣れた地域で安心した生活が送れるように、法人後見を行います。
日常生活自立支援事業	高齢や障がいなどにより日常生活の判断に不安がある人を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のサービスを行います。
生活あんしんサポート事業	高齢者住宅などに居住のため、日常生活自立支援事業の対象とならない人に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行います。
自分の意思を伝えるノート 「私らしく」の活用	判断能力が衰えた時に自分の意向や意思を記しておくためのノート「私らしく」を配布します。
エンディングプラン・サポート	元気なうちに「私らしく」を活用し、安心して人生の終末を迎えるための仕組みづくりを検討します。
地域と一体になった 権利擁護支援の体制づくり	法律家が不在の地域でも、住民との協働で、権利擁護相談など、支援を受けることができるよう安心のための体制を整備します。
後見支援員・生活支援員の フォローアップ研修	成年後見センターと日常生活自立支援事業の担い手である後見支援員と生活支援員の実践力強化のために継続的な研修を行います。
虐待の早期発見と 予防支援体制の整備	子どもや高齢者、障がい者に対する虐待の予防、早期発見や適切な支援につなげるため、相談体制や関係機関との連携を強化します。

(2) 在宅福祉サービスの充実

在宅での生活を継続しながら、住み慣れた場所で安心して生活ができるよう、関係機関と連携しながら必要な福祉サービスを提供します。

主な取組み	内 容
身体障がい者等訪問入浴サービス	在宅で入浴が困難な人を対象に、居室に浴槽を持ち込み入浴サービスを行います。
寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス	寝たきり高齢者などを対象に、清潔な寝具で過ごせるよう、寝具洗濯乾燥消毒サービスを行います。
寝たきり高齢者等理美容サービス	寝たきりなどで理美容店に来店が困難な人を対象に、自宅に訪問する理美容サービスを行います。

(3) 見守り活動の充実

地域に暮らす要援護者など日常的に見守りが必要な人には、民生委員や町内会、企業、団体、地域住民など多様な主体による見守りや助け合いが必要となります。このため、関係機関の連携によるネットワークの構築や研修会の実施などにより、地域での見守り活動に対する意識の醸成を図ります。

主な取組み	内 容
地域見守りネットワークの支援	地域や関係機関の連携による安心・安全・福祉のまちづくりを目指し作成した「石狩市地域見守りネットワーク図」について、地域福祉懇談会をはじめ、広報やホームページなどで広く周知を行います。 支援にあたっては、取組主体である町内会・自治会と協議しながら、それぞれの地域特性に合わせたネットワークの構築を推進します。
福祉調整員の養成・研修会	地域福祉活動の基本となる見守り活動など、支援が必要な人のニーズやその地域全体の福祉課題を受け止め、地域の資源（情報・人・場所など）につないでいく「福祉調整員（民生委員児童委員）」を対象に研修会を実施します。

福祉協力員の養成・研修会	地域で心配と思われる人への日常の見守り支援などを行う人を「福祉協力員」と称し、地域の求めに応じ登録証を発行します。また、効果的な見守り活動が行われるよう実践的な見守り支援方法の研修会を実施します。併せて、登録者に対するフォローアップ研修（継続的な研修）を実施します。
鍵の預かり事業	自宅での生活に不安を感じている人が安心して生活できるように、町内会や協力機関と連携し、事前に自宅の鍵を預かり、様子がおかしいと思われるときに、鍵を使って家屋内に入り安否確認します。
高齢者や要援護者などに対する見守り	高齢者や要援護者など日常的に見守りが必要な人や地域で孤立している人へ直接訪問するなど、多様な主体によるきめ細やかな見守り活動を実施します。

（４）要援護者の支援

悩み事を抱えながらも、地域から孤立し自ら支援を求めることができないため支援ニーズを把握することができない場合や、自ら支援を拒絶することなどにより、必要な支援につながらないことが懸念されます。このため、民生委員児童委員による見守りや避難行動要支援者名簿の活用による要援護者の把握、必要な支援の充実を図ります。

主な取組み	内 容
救急医療情報キットの活用支援	石狩市へ転入された世帯や未設置世帯への配布、活用周知を行います。 また、概ね３年に一度、市広報に緊急情報カードを折り込み、情報の更新を促します。
避難行動要支援者名簿の更新	高齢者や障がい者など災害発生時の避難などに特に支援を必要とする人を把握し迅速に支援が行えるよう、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」を毎年更新し、町内会・自治会及び民生委員児童委員と情報の共有を図ります。
福祉避難所の整備	市が指定する福祉避難所（総合保健福祉センターりんくる、厚田学園、浜益高齢者生活福祉センター）で必要な生活物資や支援体制を計画的に整備します。 また、実際に起こりうる災害に備えるため、福祉関係団体や関係機関と連携し避難訓練を実施します。

(5) 高齢者・障がい者（児）・子育て支援の充実

高齢者、障がい者（児）、子育てにおける個別の支援、サービスなどについては、各々の個別計画に基づき各種施策を進めます。また、制度の縦割りを超えて必要な支援に柔軟に対応できるよう地域や関係団体と連携し分野横断的な対応に努めます。

◎高齢者施策の主な取組み

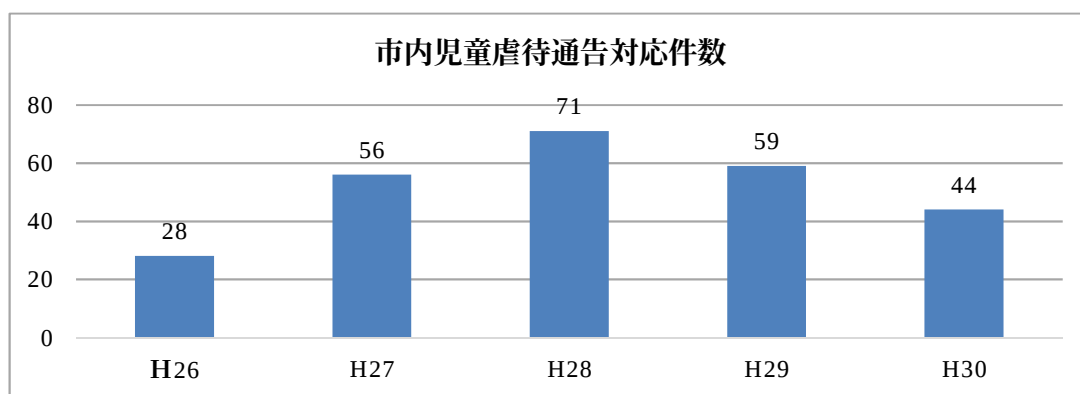
主な取組み	内 容
認知症高齢者への支援	認知症になっても、可能な限り自宅または自宅に近い環境で生活できるよう、認知症の進行に応じた支援体制を強化します。
生きがいづくりと社会参加の促進	高齢者が地域や社会を構成する一員として生きがいをもちながら暮らしていくことができるよう、地域活動の場や社会貢献の場の提供など、生きがいづくりと社会参加の促進に向けた取り組みを関係機関との連携により進めます。
住み続けるための暮らしの環境整備	高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な、住まいや除雪、買い物や通院を含めた移動などの課題について、関係機関と連携しながら支援の検討を進めます。

◎障がい者（児）施策の主な取組み

主な取組み	内 容
情報・コミュニケーション支援の充実	視覚や聴覚などの障がいにより、情報取得や伝達に困難がある人について、手話や要約筆記、点字のほかICTを活用し、情報のバリアフリー化とコミュニケーション手段の充実に努めます。
就労支援と雇用促進	障がいのある人が自立した生活を送るため、多様な就労機会を確保するとともに、継続して就労していけるようフォローアップ体制の充実に努めます。
児童発達支援センターの設置	障がいや発達に配慮が必要な子どもの年齢や発達段階に応じた適切な支援体制を充実するため、地域の中核的な施設として北海道が定める市町村中核子ども発達支援センターを設置し、保育所等訪問支援や障がい児相談支援を実施します。

◎子育て支援施策の主な取組み

主な取組み	内 容
教育・保育環境の充実	希望する全ての家庭に幼児教育・保育の機会を提供できるよう、教育・保育の量と質の確保を図るほか、市内全域の0歳児からの保育導入を進めます。
子どもの居場所づくりの推進	石狩ふれあいの杜公園内に大型児童センターの機能や子育て支援拠点機能、地域の交流機能などを有する施設の整備計画を進めます。
すべての子どもと家庭の総合支援	児童虐待相談などに対応するため、子ども家庭総合支援拠点の強化を図ります。



【資料：子ども相談センター】

(6) 健康づくりの促進

健康でいきいきとした生活を送り、長く社会生活を続けていくためには、市民一人ひとりが自身や家族の身体の状態を把握し、健康を維持していくための取り組みや環境が必要なことから、生活習慣病の予防やライフステージに応じた健康づくりの普及と促進など石狩市健康づくり計画に基づいた各種施策を進めます。

主な取組み	内 容
生活習慣・社会環境の改善	「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「喫煙」「飲酒」「歯・口腔の健康」に関する生活習慣の改善を図るとともに、社会環境の改善に取り組みます。
社会生活を営むために必要な機能の維持・向上	誰もが自立した生活を営むことを目指し、「乳幼児期」「学童・思春期」「成人期」「高齢期」の4つのライフステージに応じた健康づくりを推進します。

基本目標3 福祉の理解と人材の育成

(1) 福祉教育の推進

地域福祉を持続、発展するためには、将来の担い手となる子どもたちが地域福祉を理解することが重要です。また、市民の一人ひとりが地域福祉の必要性や重要性を理解し、行動につながるにより更なる地域福祉の発展が見込まれます。このため、各種イベントや講座の実施により福祉に関する理解と関心を高めます。

主な取組み	内 容
社会福祉大会	地域福祉関係者、市民が一堂に会し、お互いが地域福祉に対する共通理解を得ることを目的として、社会福祉大会を開催します。また、これまでの社協活動への貢献に対し表彰や感謝状の贈呈を行います。
出前講座の派遣	市内小中学校との連携のもと、児童や生徒が福祉やボランティアをより身近に感じられるよう、福祉体験プログラムを用いた福祉教室を実施します。
ワークキャンプ事業	宿泊を伴うボランティア活動を行うことで、福祉のみに留まらず、宿泊先地域の人や外国人技能実習生と交流することで、参加した児童に共生の心を育みます。
教職員サマーセミナーとの連携	教職員向けサマーセミナーの中で、福祉に関する講座などを実施し、福祉の理解と意識の醸成を図ります。

(2) ボランティアの育成

ボランティア活動の担い手は、高齢化や地域内における関係性の希薄化などにより、減少していくことが想定されます。地域福祉を進める上で欠かすことのできないボランティアを育成するため、体験や講座などの充実を図ります。

また、災害時に地域で迅速な対応を行うことができるよう、災害時のボランティア育成に努めます。

主な取組み	内 容
ボランティアスクール	ボランティアを始めるきっかけづくりや登録者のスキルアップ、登録者同士や要請施設などの親睦・交流を深める事を目的とした研修会を実施します。

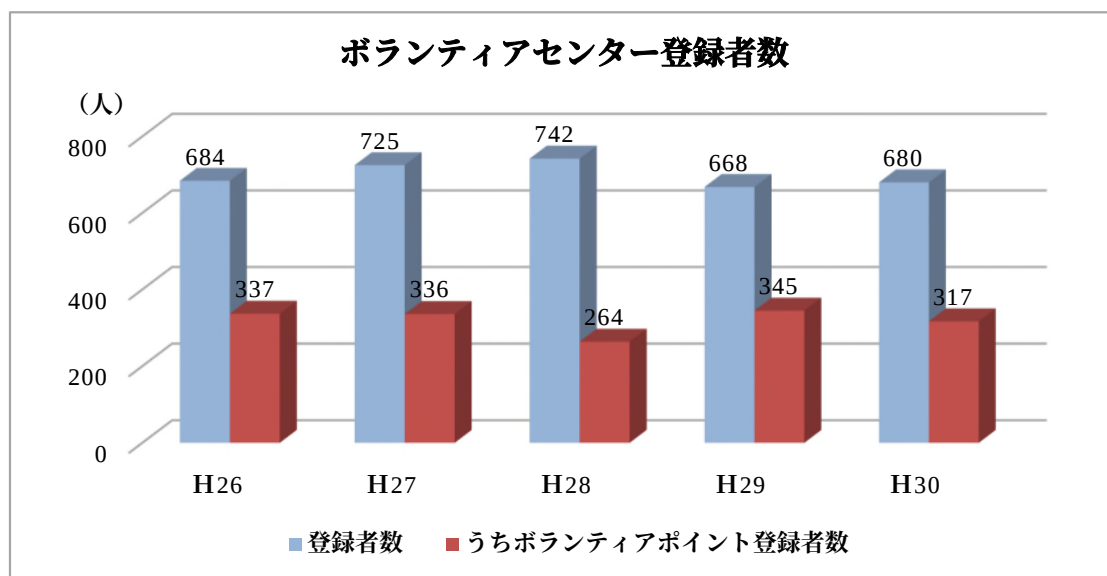
災害ボランティア関係事業	住民一人ひとりの防災に対する意識の向上を目的に、災害時のボランティアに関する研修会を実施します。
石狩市ボランティア 連絡協議会助成	各福祉事業で活躍するボランティア活動の継続と、ボランティア団体の連合体組織として地域の活動へ安心して関わるができるよう経費の一部を助成します。
声のお便り	市内の視覚障がい者を対象に、石狩朗読ボランティアの会が実施する、広報などの朗読録音物の無償貸出に係る経費の一部を助成し、情報のバリアフリー化を支援します。
キッズボランティア	石狩市ボランティア連絡協議会や花川北老人デイサービスセンターなどと連携し、夏休みと冬休み期間に小学生向けのボランティア体験の場を提供します。
ボランティア活動指定校助成	石狩市内の小中学校及び高校を対象に、ボランティア活動指定校助成希望調査を実施します。活動を行う学校にはその活動費用の一部を助成し、児童生徒のボランティア育成に努めます。

(3) ボランティア活動の活性化

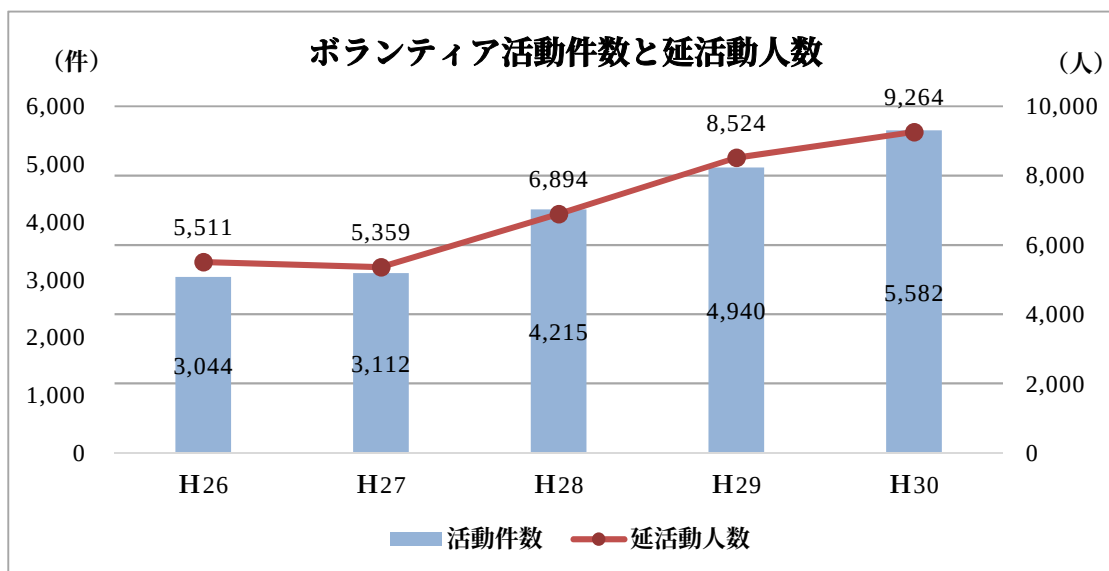
ボランティア活動や活動延べ人数は年々増加の傾向にあります。この活動を維持、発展させていくため、気軽に参加できる取り組みや情報提供などによりボランティア活動の活性化を図ります。

主な取組み	内 容
ボランティアポイント事業	新たなボランティアの発掘、やりがいや達成感といった活動に対する励みとなるよう、活動に対するポイント付与制度を通じ、ボランティア活動の活性化を図ります。
ボランティア情報誌 「愉快的仲間」発行	ボランティアに関する情報を掲載した情報誌を発行し、ボランティア登録者や公共施設への配布など、情報発信を行います。
被災地支援関連事業	大規模災害の発生時に、被災地支援が迅速に行えるよう、ボランティア保険の受付や情報提供を行います。
ボランティア活動の見える化	ボランティア活動の継続やモチベーションの向上を目的として、活動に対する評価が見える形で実施します。

社会参加支援ボランティア	社会参加のきっかけづくりやコミュニケーション力を培う手段となるよう、ボランティア活動の充実を図ります。
---------------------	--



【資料：石狩市社会福祉協議会】



【資料：石狩市社会福祉協議会】

（４）情報提供の充実

地域福祉を進めていく上で必要な情報や、福祉サービスの情報を適切にわかりやすく伝えるため、多様な情報媒体や手段を活用し、効果的な情報提供の充実を図ります。

主な取組み	内 容
社協広報「ふれあい」の発行	年４回市内全戸に社協広報「ふれあい」を配布し、社協活動の情報開示と地域福祉活動への市民参加の必要性の啓発に努めます。
地域福祉新聞の発行	社協や地域福祉活動を紹介するポスターを制作し、市内公共施設・町内会館など、生活に密着している場所への掲示を行い、わかりやすい情報発信に努めます。
インターネットによる情報配信	ツイッターやブログなどにより、最新の情報を適時発信するとともに、社協のホームページとの連携により充実した情報提供に努めます。
保健・福祉ガイドブックの発行	市が実施する保健福祉の各種制度を紹介する冊子を作成し、多様な情報を提供します。
保健福祉窓口早わかり表の発行	市役所の保健福祉に関わる窓口の連絡先（電話番号）を紹介した一覧を毎年作成（更新）し、知りたい情報を得られるよう市ホームページの掲載や公共施設への配置など情報提供を行います。

（５）人材の育成と確保

地域福祉活動の中核を担っている町内会役員や民生委員・児童委員などは高齢化による担い手不足に加え、特定の人に活動が偏ってしまう状況にあります。

また、介護施設や障がい者施設、保育施設など企業や事業所においても、人材の不足が深刻化しており、福祉を支える担い手の確保が難しい状況にあります。

このため、福祉の担い手を確保する取り組みや地元で担い手を育てる取り組みなど、関係機関や地域などと連携し、人材の育成・確保に努めます。

主な取組み	内 容
福祉施設に対する人材確保の支援	厚田区・浜益区の介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所への新規就労者に対し、事業所を通じた支援に取り組みます。

外国人技能実習生の受入支援	過疎地域の介護サービス事業所が受け入れする外国人技能実習生に対し、事業所を通じた支援に取り組みます。
保育士の人材確保の支援	人材確保が困難な保育士について、市内の認定こども園などへの就労に対する支援に取り組みます。
(再掲) ボランティアスクール	ボランティアを始めるきっかけづくりや登録者のスキルアップ、登録者同士や要請施設などの親睦・交流を深める事を目的とした研修会を実施します。
(再掲) 災害ボランティア関係事業	住民一人ひとりの防災に対する意識の向上を目的に、災害時のボランティアに関する研修会を実施します。



基本目標4 自立を支える体制の強化

(1) 生活困窮者への支援

生活困窮に陥る背景には、突発的な支出や他の貸付制度が利用できない場合、長期間の失業や傷病、障がいや家族の介護など複合的な問題を抱えることに起因する場合などがあります。また生活に困窮している世帯の子どもは学習面や生活面に様々な課題を抱えている場合もあります。このため、生活困窮者の自立促進に向けた各種施策の推進を図るとともに、貧困の連鎖の防止するため、子どもの将来の自立に向けた支援に取り組みます。

主な取組み	内 容
福祉金庫貸付事業	不時の出費などによって一時的に世帯の生計維持が困難となり、他から貸付を受けることが難しく、自立更生に役立つことが期待できる世帯を対象に、5万円を限度として無利子で資金の貸付を行います。
生活福祉資金貸付事業	他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯を対象に、資金の貸し付けを行うことにより、経済的自立と生活の安定を目指します。
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の仕事や生活などに関する悩みを聞き、課題解決のためのプランを一緒に考え、利用できるサービスなどを活用しながら、自立して暮らすことができるよう支援します。
生活困窮者住居確保給付金	離職などにより住居喪失した又は喪失するおそれがある生活困窮者に対して、受給期間の就職活動など一定の要件を満たす人に、一定期間、家賃相当分の給付金を支給し、自立を支援します。
生活困窮者就労準備支援事業	直ちに一般就労することが困難な生活困窮者に対して、就労や社会参加に必要な基本的な生活習慣やコミュニケーションの能力の習得、就労体験などにより就労意欲の喚起を図る支援をします。
無料職業紹介所の開設準備	就労準備支援事業利用者に対する就労自立支援をより実効的に展開するため、無料職業紹介所の開設準備を進めます。
生活困窮者家計改善支援事業	家計に関する悩みをもつ生活困窮者の相談に応じ、収支改善に向けた助言や再生プランの作成などを行い、自立した家計の管理能力を高め、安定して暮らすことができるよう支援します。

子どもの学習支援事業	生活に困窮し十分な学習機会を得られない小中学生を対象に、基礎的な学力の向上や家庭における養育の相談に応じるなど、「貧困の連鎖」防止のため、学習支援を通じて、子どもの将来の自立に向けた支援を実施します。
生活困窮者一時生活支援事業	住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所や食事、衣料や日用品など日常生活に必要な物資などの提供により、自立の促進に向けた支援を検討します。

(2) ひきこもりへの支援

不登校や退職、職場の人間関係のもつれなどに起因し、家族以外の人との交流のないひきこもりの割合が増加しています。また、ひきこもりは若者だけではなく「8050 問題」と言われる高齢化する親子が抱える生活への不安など多様な問題を抱えています。このため、関係団体や地域と連携しながら、当事者やその家族に対する自立に向けた支援や継続的な支援、早期対応や相談会の開催など全世代に対応した取り組みを進めます。

主な取組み	内 容
ひきこもりサポート事業	ひきこもり相談支援窓口を設置し、個別支援やグループ支援を行いながら、復学や再就学、就業に向けた支援及び家族の精神的安定を図ります。
ひきこもり相談会開催事業	ひきこもりの当事者やその家族が胸のうちを語り合い交流できる機会を設け、ひきこもりの悩みに対する支援を行います。
(再掲) 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の仕事や生活などに関する悩みを聞き、課題解決のためのプランを一緒に考え、利用できるサービスなどを活用しながら、自立して暮らすことができるよう支援します。
(再掲) 生活困窮者就労準備支援事業	直ちに一般就労することが困難な生活困窮者に対して、就労や社会参加に必要な基本的生活習慣やコミュニケーション能力の習得、就労体験などにより就労意欲の喚起を図る支援をします。

(3) 自殺対策の推進

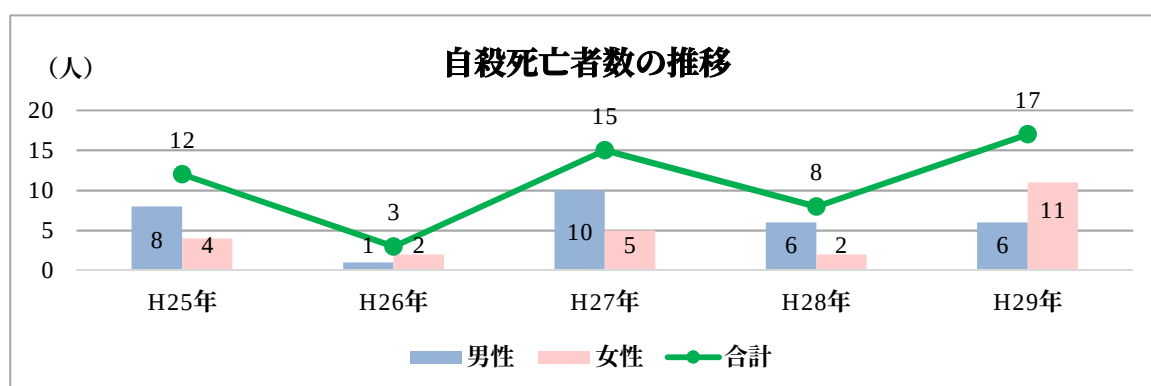
自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られており、自殺者数は年間2万人を超えています。平成28年3月には自殺対策の強化を図るため自殺対策基本法の改正により、全ての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられ、令和元年6月に「石狩市自殺対策行動計画」を策定しました。

本市の自殺者数は、平成25年から平成29年の5年間で55人※8となっています。5年間で平均とした人口10万人当たりの自殺死亡率は全国平均と同等の18.5となっています。

自殺は家庭や学校、職場などへもたらす影響が大きく、その対策は重要となります。このため「石狩市自殺対策行動計画」に基づく施策や生活困窮者対策、ひきこもり対策など自殺の要因となる諸問題について関係機関や団体と連携を図り自殺対策を推進します。

※8 自殺者数55人：全国で発見された自殺者のうち、石狩市民である者の人数。

主な取組み	内 容
自殺対策の推進	地域のネットワーク強化やゲートキーパーの育成など「石狩市自殺対策行動計画」に基づいた施策の推進を図ります。
(再掲) ひきこもりサポート事業	ひきこもり相談支援窓口を設置し、個別支援やグループ支援を行いながら、復学や再就学、就業に向けた支援及び家族の精神的安定を図ります。
(再掲) 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者の仕事や生活などに関する悩みを聞き、課題解決のためのプランを一緒に考え、利用できるサービスなどを活用しながら、自立して暮らすことができるよう支援します。
(再掲) 生活困窮者就労準備支援事業	直ちに一般就労することが困難な生活困窮者に対して、就労や社会参加に必要な基本的な生活習慣やコミュニケーション能力の習得、就労体験などにより就労意欲の喚起を図る支援をします。



【資料：自治総合対策推進センター 地域実態プロファイル（2018 更新版）】

【石狩市成年後見制度利用促進基本計画】

1. 基本計画策定の経緯・目的

成年後見制度は、認知症や障がいなどによって判断能力が不十分な人々の生活や財産を守るために、法律で代理人を選任する制度です。

今後、高齢化社会の進展に伴い、認知症の高齢者や単身独居高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の必要性はますます高まっていくものと考えられます。一方、成年後見制度の利用状況は増加傾向にあるものの、高齢化率の進捗と比較してまだまだ少ない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、平成 28 年に「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行され、この法律の中で、成年後見制度の利用促進には市町村の取り組みが不可欠であることから、市町村は制度の利用促進に関する施策について基本的な計画の策定に努めることとされました。

市では、このことを踏まえ「石狩市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを進めます。

2. 計画の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に定める「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」に位置づけ、成年後見制度の認知や理解が地域や支援機関の中で進み、制度を必要とする人の利用が促進されるよう各種施策を推進します。

また、石狩市における権利擁護支援体制の強化を図るため地域連携ネットワークや中核機関などの体制の整備を検討します。

3. 成年後見制度の概要

■成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力が十分でない人は、財産の管理や健康の維持、日常生活の向上のため施設への入所や入院などに関する手続きや契約を行う必要があっても、自分で判断することが難しい場合があります。また、自己の不利益となる契約や不必要な契約をしてしまうなど、悪徳商法の被害にあう恐れもあります。

成年後見制度は、このように自分で判断をすることが難しい人を保護し、支援する制度です。本人の意思を尊重し、健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産の管理や契約などの法律行為を行います。成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

○法定後見制度

法定後見制度は、本人の判断能力の程度に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つに分かれています。法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人、保佐人、補助人が本人の利益を考えながら、代理して契約などの法律行為を行ったり、自分で法律行為をする時に同意を与えたり、成年後見人などに同意を得ないで行った不利益な契約などを取り消すことなどによって、本人を支援します。

	後見	保佐	補助
対象となる人	判断能力が全くない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立てができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など		
成年後見人などが同意又は取り消すことができる行為 ^{※9}	原則としてすべての法律行為	借金、相続の承認など民法第13条第1項各号に掲げる行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為 ^{※10}
成年後見人などが代理することができる行為 ^{※11}	原則としてすべての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為

※9：成年後見人などが取り消すことができる行為に日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれない。

※10：民法第13条第1項各号に掲げる行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限る。

※11：本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要。

○任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備え、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、契約手続は公証役場において行います。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

◆石狩市に住所のある成年後見制度利用者数 （H31.4.1 現在：札幌家庭裁判所調べ）

法定後見				任意後見	未成年後見
法定後見合計	うち後見	うち保佐	うち補助		
78	63	12	3	0	5

4. 石狩市の現状と課題

(1) 現状

①成年後見制度に関する実態把握調査

市では、市内の高齢者、障がい者の権利擁護事業、成年後見制度に関するニーズを把握し、相談体制のあり方や体制の構築を図ることを目的に、平成 25 年度に実態把握調査を実施しました。

<調査概要>

○調査期間

平成 25 年 4 月 11 日～平成 25 年 4 月 25 日

○調査対象

市内高齢者及び障がい者事業所、施設（相談事業所職員 49 名及び 48 施設担当者）

○調査結果

① 現在、後見人がついている人 40 名（高齢者：30 名 障がい者：10 名）

② 後見人の内訳 専門職（弁護士など）21 名 親族 19 名

③ 将来財産管理に身内の支援が受けられない恐れがある人
153 名（高齢者：56 名、障がい者：97 名）

④ 身内の支援が受けられない理由が多かった項目
高齢者：身内がいない、疎遠 / 障がい者：親の高齢化

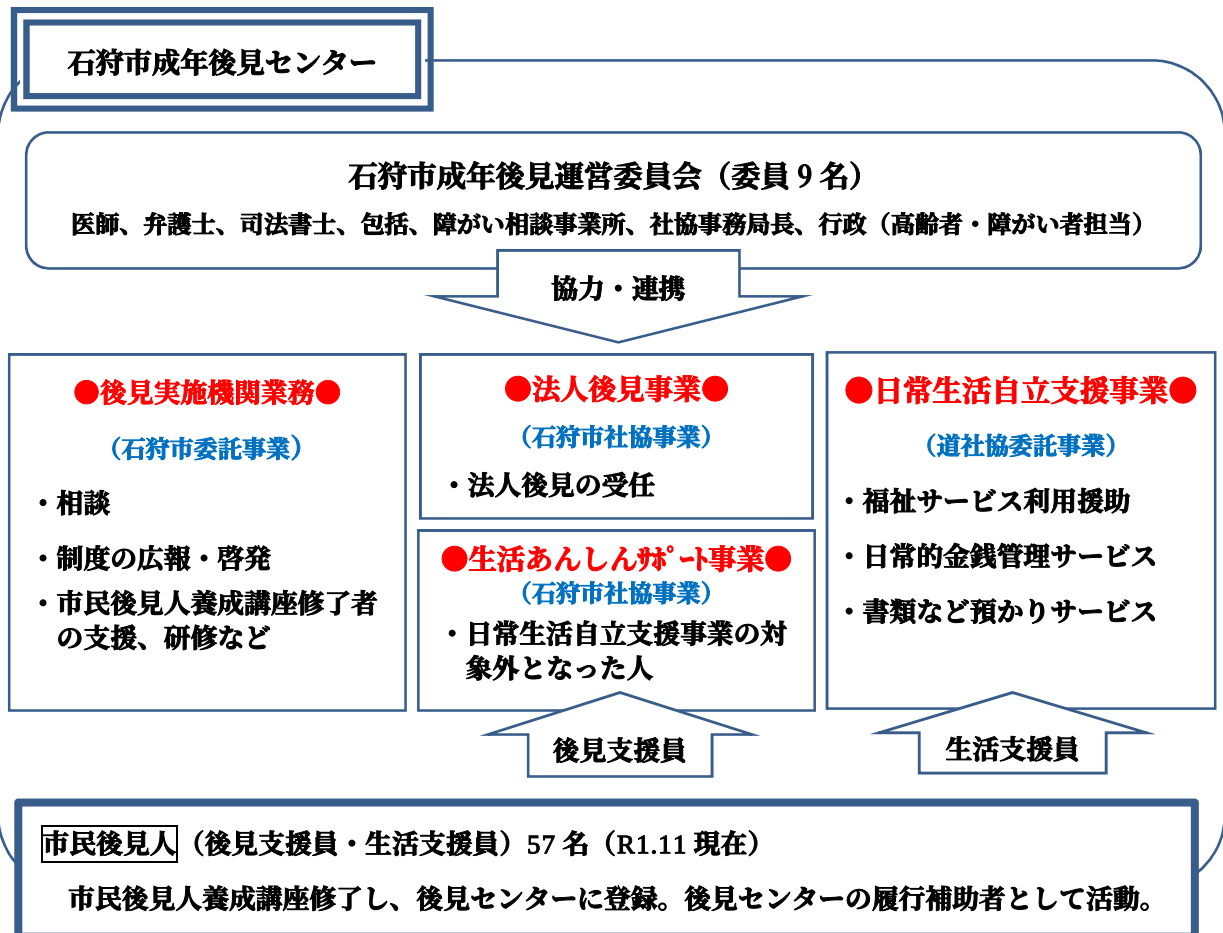
⑤ 調査から見えた課題

- ・将来的に身内の支援が受けられず、成年後見制度の利用を必要とする人は 153 名でした。
- ・市内の後見受任できる専門職などの人数から、後見人などのなり手不足が懸念され、なり手の確保が必要であると考えられます。
- ・厚田区、浜益区は、距離的な問題で専門職後見人が対応できないことが予想されます。

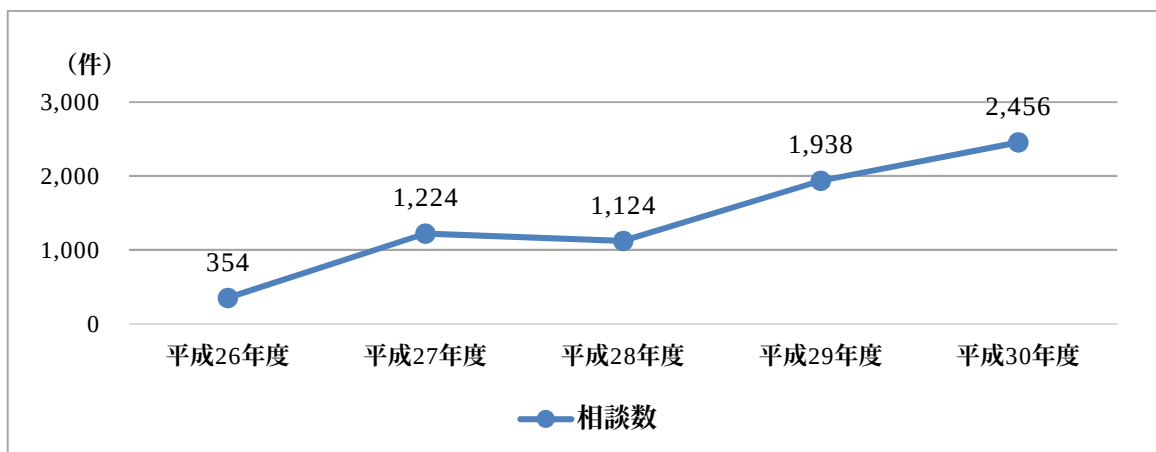
②石狩市成年後見センターについて

石狩市では、成年後見制度の需要が高まるとの見込みから、相談体制強化のため、平成26年7月に石狩市成年後見センターを設置しました。市が石狩市社会福祉協議会に事業運営の委託を行っており、相談数は本人や家族、関係者からの相談が多く寄せられ、年々、増加傾向にあります。

<石狩市成年後見センター体制図>



石狩市成年後見センター相談数



【資料：石狩市成年後見センター】

③市民後見人養成講座の状況

平成 25 年度実施の実態把握調査の結果、石狩市における後見人のなり手の確保が必要との結果を踏まえて、平成 26 年度から 3 年に一度、市民後見人養成講座を実施しており、これまで延べ 76 名の市民が受講されました。現在、57 名が社会福祉協議会に登録し、下記の活動をしています。

市民後見人（後見支援員・生活支援員）の活動内容

☆後見支援活動

法人後見のもと履行補助者として利用者宅の訪問、相談、金銭管理を行っています。

☆学習会・相談会

定期的に学習会を行い、自己研鑽に努めています。年 1 回、出張相談会を行い、成年後見制度の普及、相談を行っています。

☆周知啓発（石狩後見サポーターズ）

後見支援員の中の有志でボランティアグループをつくり、周知啓発活動を行っています。高齢者クラブや地域の行事などで、ミニ講座、紙芝居、替え歌、クイズなどで楽しく制度をお伝えしています。

④石狩市権利擁護連携会議

市内の成年後見制度などに関わる法律関係者や福祉関係者、成年後見センター、行政関係部署にて石狩市の成年後見制度を始めとする権利擁護体制について意見交換、学習会などを行っています。成年後見制度の現状と課題について意見交換した中では、高齢分野においては、制度理解や活用は少しずつ進んできているが、より必要な人に制度をつなげられるような支援が求められるとの意見があります。障がい分野においては、制度理解や活用につながるようさらなる制度と相談窓口の周知が必要との意見があります。

石狩市権利擁護連携会議開催状況

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
回数	3	3	2	2
延べ参加人数	62	62	41	51

（２）現状の課題

○少子高齢化や核家族化による家族や地域との関係の希薄さ、８０５０問題をはじめとする社会背景により高齢者や障がい者が権利侵害を受ける事例が目立っており、早期発見・早期対応の仕組みづくりが必要となっています。

○平成 25 年実態把握調査の結果と現在の成年後見制度利用者数を比較すると、制度を必要とする人が地域にまだまだ潜在化していると考えられます。今後さらなる需要が見込まれるため、より一層の制度周知や後見人のなり手の確保が必要です。

○高齢者に関しては、制度の理解や活用は少しずつ進んでいるものの、より必要な人を制度につなげられるように取り組む必要があります。

○障がい者に関しては、親や本人の高齢化に伴い、今後制度利用の増加が見込まれます。さらなる制度や相談窓口の周知が必要です。

○住み慣れた地域で安心した生活を継続するためには、成年後見制度の利用促進のほか、判断能力が不十分な人の地域生活における課題解決のため、意思決定支援のあり方や地域の関係機関の連携強化、権利擁護体制の構築に向けて検討していく必要があります。

5. 成年後見制度などの利用促進

現状の課題を踏まえ、誰もが自分の意思を尊重され、安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、以下の取り組みを行います。

主な取組み	内 容
(再掲) 成年後見センター運営	成年後見制度についての利用相談や広報啓発活動を行います。認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分となっても住み慣れた地域で安心した生活が送れるように、法人後見を行います。
中核機関のあり方及び地域連携ネットワーク体制構築の検討	本人らしい生活を守るための制度である成年後見制度などを適切に利用できるよう、権利擁護支援の必要な人の発見支援の仕組みや、早期からの相談・対応体制の整備、意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制である地域連携ネットワーク体制※ ^{1 2} やそのコーディネートを担う中核機関のあり方を検討します。
市民後見人養成講座	後見人などのなり手の確保を目的に、市民後見人養成講座を開催します。全てのカリキュラムを受講し、社会福祉協議会に登録した人については、「後見支援員」「生活支援員」として、社会福祉協議会で実施する「法人後見」「日常生活自立支援事業」「生活あんしんサポート事業」の履行補助者として活動します。
市長申立の実施	成年後見制度の利用が必要な人のうち、やむを得ない事情があり、本人や親族が申立を行うことが困難な判断能力の不十分な高齢者又は知的障がい者若しくは精神障がい者について、市長が家庭裁判所に後見など審判の申立を行います。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な高齢者又は知的障がい者若しくは精神障がい者について、申立人がいない場合、市長が行う審判の請求を行います。また、成年後見制度の利用にあたり必要な費用を負担することが困難である人に申立費用や報酬の助成を行います。
(再掲) エンディングプラン・サポート	元気なうちから「私らしく」を活用し、安心して人生の終末を迎えるための仕組みづくりを検討します。

※12 ■権利擁護支援における地域連携ネットワーク

全国どの地域においても、必要な人が本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法を含めた連携の仕組みを構築するものとされ、①「チーム」、②「協議会」、③「中核機関」を構成要素とします。

各地域において、ア）広報機能、イ）相談機能、ウ）成年後見制度利用促進機能、エ）後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備するとともに、オ）不正防止効果に配慮することが求められています。

① チーム

本人を身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み

② 協議会

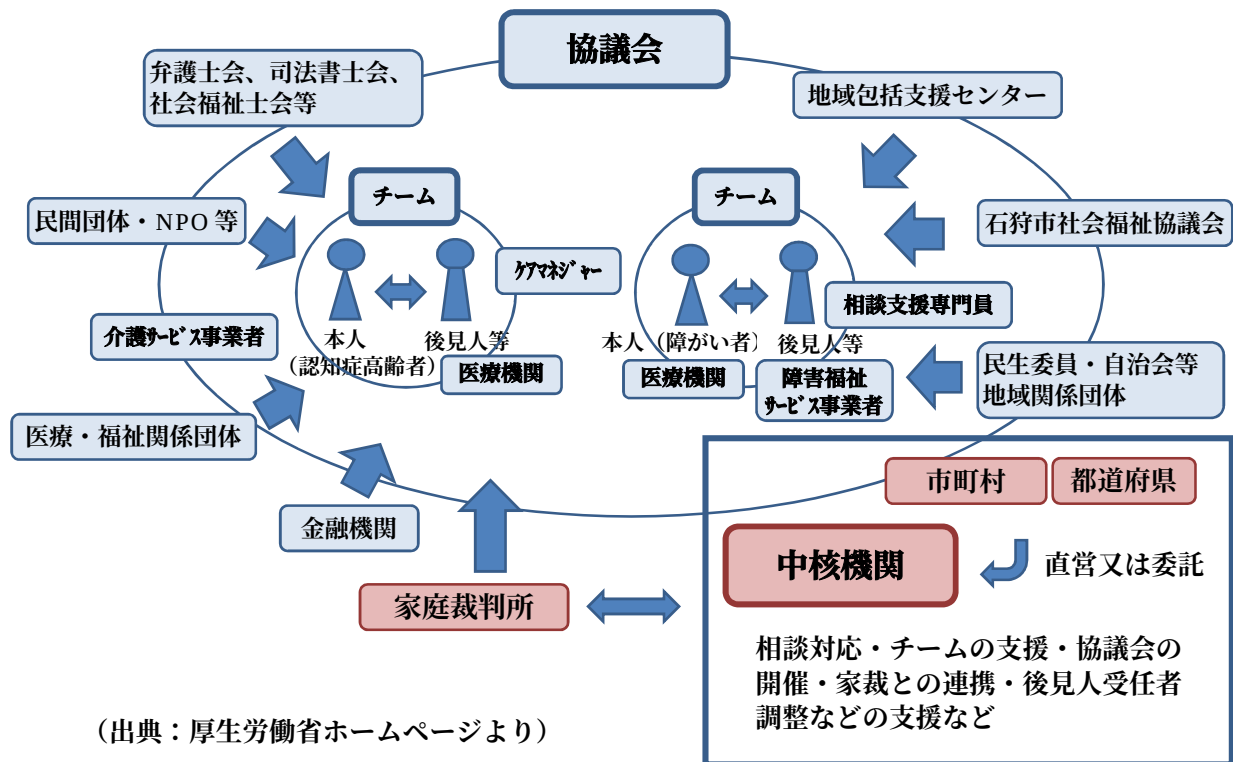
後見等開始の前後を問わず、「チームに対し法律・福祉関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。

③ 中核機関

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。国基本計画では、地域の実情に合わせて既存の取組も活用しつつ、市町村が設置し、その運営に責任を持つことが想定されています。

（出典：地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引きより）

地域連携ネットワークのイメージ



<地域連携ネットワークの役割>

- ▶権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ▶早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ▶意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

<地域連携ネットワークの機能>

- ▶広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

資料

【石狩市社会福祉審議会 委員名簿】

氏名（敬称略）	所属機関・団体
北原 益二郎	社会福祉法人石狩市社会福祉協議会 会長
金子 浩治	社会福祉法人はるにれの里 統括管理者
鈴木 幸雄	北海道文教大学人間科学部 教授
若狭 重克	藤女子大学人間生活学部 教授
岡田 直人	北星学園大学社会福祉学部 教授
松原 三智子	北海道科学大学保健医療学部 准教授
長濱 啓子	公募委員
鈴木 いずみ	公募委員

【石狩市地域福祉計画策定ワーキンググループ 名簿】

氏名（敬称略）	所属機関・団体
白戸 一秀	北海道地域福祉学会監事（元旭川大学保健福祉学部教授）
西本 真典	特別養護老人ホーム石狩希久の園 施設長
横畠 浩樹	特別養護老人ホームあいどまり ケアマネ兼生活相談員
飯田 鉄蔵	市民（後見支援員）
菊地 功	緑ヶ原町内会 会長
糟谷 ひろ子	民生委員、サロン代表
泉谷 正信	ポプラ町内会 前会長 （市民代表）
菊田 枝里	NPO 法人ふれあい広場タンポポのはら
伊藤 美由紀	NPO 法人こどもコムステーション・いしかり（マナビーバ） 理事長
築田 敏彦	厚田地区民生委員児童委員協議会 会長
金木 渉	いしかり医療と福祉のまちづくりひろば 代表
関 聖二	石狩シェアハピシティ計画 代表
渡部 友廣	高齢者クラブ喜楽会 会長
宮岸 茂	厚田地区民児協監事、ライフサポート理事
山本 忍	石狩市保健福祉部福祉総務課 主任
高石 康弘	石狩市保健福祉部高齢者支援課 主査
山本 健太	石狩市保健福祉部障がい福祉課 主査
村田 範江	石狩市保健福祉部子ども政策課 主任
江畠 紀和	石狩市保健福祉部子ども家庭課・子ども相談センター 主査
丹羽 美穂	石狩市保健福祉部保健推進課 主任保健師
玉井 真弓	石狩市保健福祉部子ども発達支援センター 主査
小池 真輝	厚田支所市民福祉課 主任社会福祉士
小島 香織	浜益支所市民福祉課 主査



石狩市地域福祉計画

石狩りんくるプラン

地域力の向上により、共に支え合うまち いしかり
～地域共生社会の実現に向けて～

2020年3月

石狩市・石狩市社会福祉協議会